

令和5年度
国の施策・予算に関する
提案・要望

令和4年6月



国や全国の自治体と共に、活力ある日本の未来を創造するために

京都市政の推進に当たり、格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

【持続可能な行財政の確立に向けて】

本市では、脆弱な財政基盤、地方交付税を含む一般財源収入が伸び悩む厳しい財政状況の中、昨年8月に策定した「行財政改革計画 2021-2025」の下、特に令和3年度からの3年間を集中改革期間と位置付け、全庁を挙げて抜本的な改革に取り組んでいます。

まずは行政内部の改革を徹底。そして、本市ならではの福祉、教育、子育て支援、安心安全等の施策の理念を活かしながら、社会経済情勢の変化に対応して持続可能な施策に再構築し、市民のいのちや暮らしを守り抜く。合わせて、大胆な成長戦略により未来を創造する。この改革を着実に達成することで、明るい展望が確かなものになります。京都の今と未来に責任を果たすため、不退転の決意と覚悟を持ち、持続可能な行財政の確立に向けてたゆまぬ努力を続けてまいります。

【感染症対策と社会経済活動の両立に向けて】

この間、本市では地方創生臨時交付金等を活用し、市民生活を守るために必要な取組をスピード感を持って、取り組んでまいりました。しかし、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や、今般の原油価格・物価の高騰の影響により、依然として京都経済は厳しい状況が続いています。

市民の皆様のいのちと健康、暮らしを徹底して守り抜き、引き続き、今最も困っている方に寄り添った支援を迅速かつ着実に実行する。同時に、事業活動の継続と変革への挑戦、文化芸術の促進を後押ししていく。感染症対策と社会経済活動の回復の両立に向け、国や京都府、市民の皆様と共に取り組んでまいります。

【双京構想・文化首都の実現】

京都は、東京以外に全国で唯一現役の御所を有し、千年を超えて皇位継承の舞台となり、我が国の都として、歴史・文化を紡いでまいりました。今後とも、皇室の弥栄を願う思いを京都市民、そして全国の人々と共有しながら、皇室の方々をお迎えするにふさわしい品格あるまちづくりや機運醸成に取り組むとともに、文化首都として、来年3月に京都に移転する文化庁との連携を深めながら、文化の力で社会的課題を解決し、日本の文化の継承・発展、ひいては国際交流、世界平和に貢献する所存です。

引き続き、京都府、京都商工会議所、文化団体等と共に、東京と京都が我が国の都としての機能を双方で果たしていく取組を重ねてまいります。

【これらの取組に、国の理解と協力を】

これらの取組は、活力ある日本の未来を創造するために京都市ならではの役割を果たすことを志すものです。その推進には国の御理解と御協力が不可欠であり、より一層の御支援を要望致します。

京都市長

門川 大作

—目次—

【提案・要望事項一覧】

① 持続可能な行財政の確立に向けた財源の確保等

- 1 大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等 … 2
- 2 地下鉄事業の中長期的な安定運営に向けた支援 … 2
- 3 市バス事業の中長期的な安定運営に向けた支援 … 3
- 4 下水道事業に対する支援の充実等 … 3
- 5 老朽化した水道施設の更新や耐震化等に対する財政支援の拡充等 … 3
- 6 自治体情報システム標準化に係る十分な財政措置等 … 3
- 7 マイナンバーカードの普及促進及び財政措置 … 3
- 8 地方公務員法の一部を改正する法律（定年の引上げ）の適切な運用の
ための財政措置 … 3

② 子育て・教育への支援と福祉の充実

- 9 子ども・子育て支援の充実 … 4
- 10 教育の充実と教員の働き方改革 … 4
- 11 生活保護制度の更なる改革と十分な財政支援等 … 4
- 12 国民健康保険制度の抜本的な改革 … 5

③ 文化及び経済活動への支援，地方創生の推進

- 13 文化庁の機能強化及び全面的な京都移転の推進 … 5
- 14 文化遺産の保存・活用に対する支援等 … 5
- 15 文化・芸術に対する支援等 … 6
- 16 京都らしい町並み景観の保全を推進するための法整備や地域の文化を
象徴する歴史的建築物（京町家等）の保全及び継承を推進するための相続
税の軽減措置等 … 6
- 17 日本文化を支える伝統産業の振興 … 6
- 18 新たなイノベーションの創出や京都経済の持続的な成長に向けた支援 … 7
- 19 違法「民泊」の根絶及び「民泊」の適正な運営の確保に向けた，国にお
ける指導監督の徹底，地域の実情を踏まえた法制度への見直し … 7
- 20 地域企業の担い手確保等への支援の充実 … 7
- 21 安全・安心な食生活と世界に誇る「京の食文化」を支える京都市中央市
場の運営及び再整備に対する財政支援 … 7
- 22 国立京都国際会館における多目的ホールの，5,000人規模への拡張整備
の早期実現 … 7
- 23 京都・近畿の活力あるまちづくりのための，国有地の活用を検討 … 7

④ 安心安全、環境にやさしいまちづくりの推進

- 24 2050 年までの脱炭素社会構築に向けた抜本的な転換を促進する取組の … 8
支援等
- 25 安心・安全なまちづくりのための社会資本整備や総合的な防災対策の … 8
推進
- 26 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築 … 8
- 27 多様な整備手法による，着実かつ迅速な無電柱化の推進 … 8
- 28 街路樹や公園樹木，公園の整備推進 … 8
- 29 被災者支援体制の強化 … 9
- 30 原子力災害対策の強化 … 9
- 31 都市部における交通渋滞や，市民・観光客のマイカー依存の解消等に向 … 9
けた新たな制度・仕組みの構築等
- 32 空き家の活用に向けた実効性ある対策 … 9

⑤ 国土の調和ある発展

- 33 北陸新幹線(敦賀以西ルート)の円滑な整備の推進，地元負担の実質ゼ … 9
ロ乃至極小化及び関西国際空港への延伸
- 34 リニア中央新幹線の京都誘致の実現等について … 9

【説明用資料】

- 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止（提案・要望項目 1 (1)） …12
- 経営危機に直面する市バス・地下鉄事業に対する支援（提案・要望項目 2 (1)・3 (1)） …16
- 水道施設の老朽化対策及び耐震性の向上に対する、国の財政支援制度における採択基準の拡充・緩和及び補助率の引上げ（提案・要望項目 5 (1)） …20
- 自治体情報システム標準化に係る十分な財政措置等（提案・要望項目 6） …22
- 地方公務員法の一部を改正する法律（定年の引上げ）の適切な運用のための財政措置（提案・要望項目 8） …24
- 質の高い保育と担い手確保に向けた、職員配置基準の抜本的な見直し及び職員処遇の改善（提案・要望項目 9 (1)） …26
- 新学習指導要領への対応や喫緊の教育課題の克服に向けた教職員定数の抜本的改善（提案・要望項目 10 (1)） …27
- 「GIGA スクール構想」の推進に係る補助制度の充実及び財政支援の拡充（提案・要望項目 10 (2)） …28
- 国民健康保険制度の抜本的な改革（提案・要望項目 12） …30
- 文化庁の機能強化及び全面的な京都移転の推進（提案・要望項目 13 (1) (2) (3)） …32
- 京都の料理人等により継承されてきた伝統的な食文化（料理技術及び作法）の無形文化財への登録（提案・要望項目 14 (1)） …34
- 京都駅東部エリアへの移転を契機とした京都市立芸術大学の更なる発展に向けた支援（提案・要望項目 15 (1)） …36
- 屋内から屋外に向けた広告（屋内広告物）の規制に係る法整備等（提案・要望項目 16 (1)） …38
- 官民連携による都市再生を加速するための、都市再生緊急整備地域における基盤整備や交通結節機能強化に対する財政支援の充実、税制特例の継続（提案・要望項目 18 (1)） …40
- 国立京都国際会館における多目的ホールの、5,000 人規模への拡張整備の早期実現（提案・要望項目 22） …42
- 京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、京都刑務所、京都拘置所、京都運輸支局など、国有地の有効活用の検討（提案・要望項目 23） …44
- 地域脱炭素実現のために必要な取組に対する継続的かつ包括的な支援の実施（提案・要望項目 24 (1)） …46
- 国の財源の確保・拡充（提案・要望項目 25 (1)） …48
- 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築（提案・要望項目 26） …49
- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象拡大（提案・要望項目 32 (1)） …50
- 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進、地元負担の実質ゼロ乃至極小化及び関西国際空港への延伸（提案・要望項目 33） …52

提案・要望事項一覽

提案・要望事項一覧

※ **市・府共同提案**は、提案・要望の大きな方向性が同じであり、市・府が共同して提案を行う事項

(◎のある項目は説明用資料(11ページ以降)を参照)

① 持続可能な行財政の確立に向けた財源の確保等

1 大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等

【内閣府、総務省、観光庁】

- ◎ (1) 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止(12ページ)
- (2) 公共施設等適正管理推進事業債の対象事業の拡大及び恒久化
- (3) ふるさと納税制度の制度本来の趣旨に基づいた運用の推進
- (4) 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
- (5) 大都市特有の財政需要を考慮した法人所得課税、消費・流通課税などの配分割合の拡充強化
- (6) 新たな大都市制度「特別自治市」の創設や、それまでの国及び道府県からの事務権限の移譲と自主財源の保障

2 地下鉄事業の中長期的な安定運営に向けた支援

【総務省、国土交通省】

- ◎ (1) 経営危機に直面する地下鉄事業に対する支援(16ページ)
- (2) 地下鉄駅出入口等の浸水対策に対する補助金の確保
- (3) 鉄道施設の改修・更新事業に対する補助制度の拡充
- (4) 既存建築物の省CO₂改修支援事業における駅設備等への補助対象の拡充
- (5) 地下鉄事業の特例債制度の継続及び財政措置
- (6) 高金利建設企業債の借換制度の創設(3%以上での借換実施)
- (7) 鉄道事業用トンネルの法定耐用年数の延長(60年⇒75年)
- (8) 可動式ホーム柵の設置促進に対する支援

3 市バス事業の中長期的な安定運営に向けた支援 【総務省, 厚生労働省, 国土交通省】

- ◎ (1) 経営危機に直面する市バス事業に対する支援 (16 ページ)
- (2) バス車両の更新や設備の整備に対する補助金の確保
- (3) バス運転士や整備士の担い手不足に対応するための支援
- (4) バス車両の実際の使用年数(本市では約18年)を踏まえた企業債償還期間(現行5年)の延長

4 下水道事業に対する支援の充実等 【総務省, 国土交通省】

- (1) 下水道事業における国土強靱化のための財源の確保
- (2) 高金利建設企業債の借換制度の創設(3%以上での借換実施)

5 老朽化した水道施設の更新や耐震化等に対する財政支援の拡充等

【総務省, 厚生労働省】

- ◎ (1) 水道施設の老朽化対策及び耐震性の向上に対する、国の財政支援制度における採択基準の拡充・緩和及び補助率の引上げ (20 ページ)
- (2) 配水管の法定耐用年数の見直し
- (3) 高金利建設企業債の借換制度の創設(3%以上での借換実施)

◎ 6 自治体情報システム標準化に係る十分な財政措置等 【デジタル庁, 総務省】 (22 ページ)

7 マイナンバーカードの普及促進及び財政措置 【総務省】

- (1) マイナンバーカードの継続的な普及促進と自治体におけるマイナンバーカード交付事務等に対する確実な財政措置
- (2) デジタル手続法に基づき必要となるシステム対応に対する十分な財政措置

8 地方公務員法の一部を改正する法律(定年の引上げ)の適切な運用のための財政措置 【総務省】

- ◎ (1) 定年の引上げに伴う人事給与制度の改正による給与費増加に対する財政措置
(24 ページ)
- ◎ (2) 定年の引上げに対応するためのシステム改修等に係る経費に対する財政措置
(24 ページ)

② 子育て・教育への支援と福祉の充実

9 子ども・子育て支援の充実

【内閣府・文部科学省・厚生労働省】

- ◎ (1) 質の高い保育と担い手確保に向けた、職員配置基準の抜本的な見直し及び職員処遇の改善(26ページ)
- (2) 認定こども園における公定価格に係る定員区分の見直し
- (3) 幼稚園や保育所等における医療的ケア児への支援の充実
- (4) 国の責任による幼児教育・保育の無償化の円滑な推進
- (5) 児童虐待防止対策等の更なる体制強化及び里親等支援の充実
- (6) 児童館及び放課後児童クラブの更なる充実のための十分な財政措置
- (7) 自治体の財政力にかかわらない、国の制度としての子ども医療費等助成制度の創設

10 教育の充実と教員の働き方改革

【文部科学省,文化庁】

- ◎ (1) 新学習指導要領への対応や喫緊の教育課題の克服に向けた教職員定数の抜本的改善(27ページ)
- ◎ (2) 「GIGA スクール構想」の推進に係る補助制度の充実及び財政支援の拡充(28ページ)
- (3) 学校施設におけるエアコンの老朽化に対応するための、機器更新等に向けた財政支援
- (4) 働き方改革の実現による教員の負担軽減
- (5) 中学校における35人学級の実現
- (6) 小学校における教科担任制の導入に向けた教職員定数の確保

11 生活保護制度の更なる改革と十分な財政支援等

【厚生労働省】

- (1) 生活保護制度の国の責務による実施とそれに見合う国庫負担の充実・強化、及びケースワーカーの人件費を含めた地方負担への財政支援
- (2) 生活保護における適正な医療行為の給付に向けた、頻回受診や重複処方等過剰な医療行為を制限する仕組みの構築
- (3) ひきこもり支援に係る国制度の充実

12 国民健康保険制度の抜本的な改革

【厚生労働省】

- ◎ (1) 他の医療保険制度との一本化など抜本的な制度改革の早期実現, 及び我が国の医療保険制度の将来像の提示 (30 ページ)
- ◎ (2) 制度改革実現までの財政措置の拡充 (30 ページ)
 - ・ 国庫負担率の引上げ
 - ・ 国民健康保険財政基盤強化策の更なる拡充
 - ・ 特定健康診査及び特定保健指導に対する財政措置の拡充
- ◎ (3) 子ども医療費(小学生以上分)等の地方単独事業の実施に伴う, 国庫負担金の減額調整措置の撤廃 (30 ページ)

③ 文化及び経済活動への支援, 地方創生の推進

13 文化庁の機能強化及び全面的な京都移転の推進

市・府共同提案

【内閣官房, 文化庁】

- ◎ (1) 文化庁の更なる機能強化及び予算の抜本的拡充 (32 ページ)
- ◎ (2) 文化観光及び食文化を所管する組織の京都への移転 (32 ページ)
- ◎ (3) 「古典の日フォーラム」を核とした「古典の日」の更なる認知度の向上, 全国的な展開に向けた取組 (32 ページ)
- (4) 文化庁移転の早期完了及び移転に係る機運醸成の取組強化
- (5) 文化関係独立行政法人(国立文化財機構, 国立美術館, 日本芸術文化振興会)の効果的な広報発信・相談機能の京都設置

14 文化遺産の保存・活用に対する支援等

【文化庁】

- ◎ (1) 京都の料理人等により継承されてきた伝統的な食文化(料理技術及び作法)の無形文化財への登録 市・府共同提案 (34 ページ)
- (2) 文化遺産の保存活用や防災対策のための財政支援及び税制優遇の拡充
- (3) 文化財保存活用地域計画に基づき, 市町村が実施する未指定文化財の保存・活用への財政支援
- (4) 無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度に係る着実な取組の推進並びに財政支援
- (5) 琵琶湖疏水の魅力向上策への財政支援

15 文化・芸術に対する支援等

【総務省, 文部科学省, 文化庁, 経済産業省】

- ◎ (1) 京都駅東部エリアへの移転を契機とした京都市立芸術大学の更なる発展に向けた支援(36ページ)
- (2) アート市場活性化に向けた, 企業・個人がアート作品を購入・寄附する際の税制優遇措置の検討
- (3) MANGA ナショナル・センター構想における日本のマンガ文化の総合拠点である「京都国際マンガミュージアム」の活用
- (4) 2025年国際博覧会(大阪・関西万博)の効果を関西全体に波及させるための取組の支援
- (5) 和装(きもの文化), 日本酒, 華道, 茶道, 庭園文化等の「和の文化」のユネスコ無形文化遺産への登録に向けた取組・支援
- (6) 伝統芸能の活性化に向けた, 伝統芸能に関する総合的な相談支援体制の充実や, 関係団体とのネットワーク構築等の推進のための取組・支援

16 京都らしい町並み景観の保全を推進するための法整備や地域の文化を象徴する歴史的建築物(京町家等)の保全及び継承を推進するための相続税の軽減措置等

【文化庁, 国土交通省】

- ◎ (1) 屋内から屋外に向けた広告(屋内広告物)の規制に係る法整備等(38ページ)
- (2) 地域の文化を象徴する歴史的建築物(京町家等)に係る相続税に関し, 軽減措置の対象への追加及び公開などで活用する場合の納税猶予制度の創設
- (3) 地域の文化を象徴する歴史的建築物(京町家等)の増改築等の円滑化を図るための建築基準法における制度改善及び防火仕様の告示化等

17 日本文化を支える伝統産業の振興

【経済産業省】

国の指定する「伝統的工芸品」の指定拡大及び市指定の伝統産業製品に対する支援の充実

18 新たなイノベーションの創出や京都経済の持続的な成長に向けた支援

【内閣府，文部科学省，経済産業省，国土交通省】

- ◎ (1) 官民連携による都市再生を加速するための，都市再生緊急整備地域における基盤整備や交通結節機能強化に対する財政支援の充実，税制特例の継続(40ページ)
- (2) スタートアップへの補助制度の創設など，スタートアップ・エコシステム形成に向けた支援の充実 **市・府共同提案**
- (3) 「地方拠点強化税制」における「拡充型」の本市全域への優遇対象拡大

市・府共同提案

19 違法「民泊」の根絶及び「民泊」の適正な運営の確保に向けた，国における指導監督の徹底，地域の実情を踏まえた法制度への見直し

【厚生労働省，観光庁】

- (1) 国内外の仲介サイトの取締をはじめ，住宅宿泊仲介業者等への指導・監督の徹底
- (2) 更新制の許可制度の導入や法における条例委任の範囲拡大など，地域の実情を踏まえた柔軟な運用が可能となるような，法改正を視野に入れた課題の検討，制度見直し

20 地域企業の担い手確保等への支援の充実

【厚生労働省】

- (1) 地域の実情を踏まえた「地域企業」の担い手確保・定着支援及び若者の就職支援をするための新たな交付金制度の創設等
- (2) 同一労働同一賃金の実現に向けた支援の充実
- (3) 就職活動におけるハラスメントの防止対策の強化

21 安全・安心な食生活と世界に誇る「京の食文化」を支える京都市中央市場の運営及び再整備に対する財政支援

【農林水産省】

- (1) 中央卸売市場の整備に対する交付金の財源確保及び財政支援の充実
- (2) 市場関係者をはじめとする中間流通業者に対する財政支援

◎ 22 国立京都国際会館における多目的ホールの，5,000人規模への拡張整備の早期実現

市・府共同提案

【財務省，国土交通省】

(42ページ)

◎ 23 京都・近畿の活力あるまちづくりのための，国有地の活用を検討

【法務省，国土交通省】

(44ページ)

④ 安心安全、環境にやさしいまちづくりの推進

24 2050年までの脱炭素社会構築に向けた抜本的な転換を促進する取組の支援等

【総務省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省】

- ◎ (1) 地域脱炭素実現のために必要な取組に対する継続的かつ包括的な支援の実施
(46ページ)
- (2) 脱炭素社会及び原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会の構築に向けた、再生可能エネルギーの主力電源化に必要な支援措置の充実など、必要な取組の推進
- (3) 地域気候変動適応センターの運営をはじめ、市町村単位での適応策の推進に当たっての支援の充実

25 安心・安全なまちづくりのための社会資本整備や総合的な防災対策の推進

【国土交通省】

- ◎ (1) 国の財源の確保・拡充(48ページ)
- (2) 道路の防災機能強化、長寿命化及び成長戦略に資する整備等に係る財政支援
- (3) 局地的な集中豪雨等に備えた総合的な浸水対策の推進

- ◎ 26 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築 市・府共同提案 【国土交通省】
(49ページ)

27 多様な整備手法による、着実かつ迅速な無電柱化の推進

【国土交通省】

- (1) 国による継続的かつ安定的な財政支援
- (2) 国の働きかけによる更なる無電柱化推進のための技術開発の促進(地上機器の小型化や通信引込設備の無線化など)
- (3) 無電柱化の更なる推進を図るため、電線管理者等による単独地中化の促進に向けた財政支援(無電柱化の設計費・工事費の助成など)
- (4) 国直轄事業における無電柱化事業の推進

28 街路樹や公園樹木、公園の整備推進

【国土交通省】

- (1) 地域の憩いの場となる公園再整備、グリーンインフラ推進のための財政支援
- (2) 街路樹の災害復旧に対する要件緩和

29 被災者支援体制の強化

【内閣府, 消防庁】

- (1) 被災者生活再建支援法の適用基準の見直し等
 - ・ 同一自然災害における全被災区域での法適用
 - ・ 支援対象被害区分の拡大～全壊・大規模半壊・中規模半壊に加えて、半壊・一部損壊まで対象拡大～
- (2) 避難所の機能強化, 環境改善などの防災対策を推進するため, 長期間, 幅広く活用できる支援制度の拡充

30 原子力災害対策の強化

【内閣府, 原子力規制委員会】

原子力災害対策の強化に向けた緊急時モニタリング体制の整備及び避難道路の整備など関係周辺自治体への財政支援の拡充

31 都市部における交通渋滞や, 市民・観光客のマイカー依存の解消等に向けた新たな制度・仕組みの構築等

【国土交通省】

- (1) MaaSの推進に向けて, 各交通事業者等が保有する関連データの活用を進めるための更なる財政支援等
- (2) 自動運転などの次世代技術の実用化に向けた開発の促進

32 空き家の活用に向けた実効性ある対策

【総務省, 国土交通省】

- ◎ (1) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象拡大(50ページ)
- (2) 固定資産税における住宅用地特例を適用除外とする基準の明確化

⑤ 国土の調和ある発展

33 北陸新幹線(敦賀以西ルート)の円滑な整備の推進, 地元負担の実質ゼロ乃至極小化及び関西国際空港への延伸 市・府共同提案

【国土交通省】

- ◎ (1) 市民生活や経済活動への影響に最大限配慮した北陸新幹線(敦賀以西ルート)の円滑な整備の推進(52ページ)
- ◎ (2) 地元負担実質ゼロ乃至極小化のための支援(52ページ)
- ◎ (3) 関西国際空港への延伸(52ページ)

34 リニア中央新幹線の京都誘致の実現等について

市・府共同提案

【国土交通省】

京都を通る整備ルートの選定と大阪までの早期開業

說明用資料

【提案・要望事項】

地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止（提案・要望項目 1(1)）

- ① 地方交付税の総額確保と臨時財政対策債の廃止
- ② 大都市に偏重した交付税の削減の見直し
- ③ 観光の振興や課題解決に係る財政需要の的確な反映

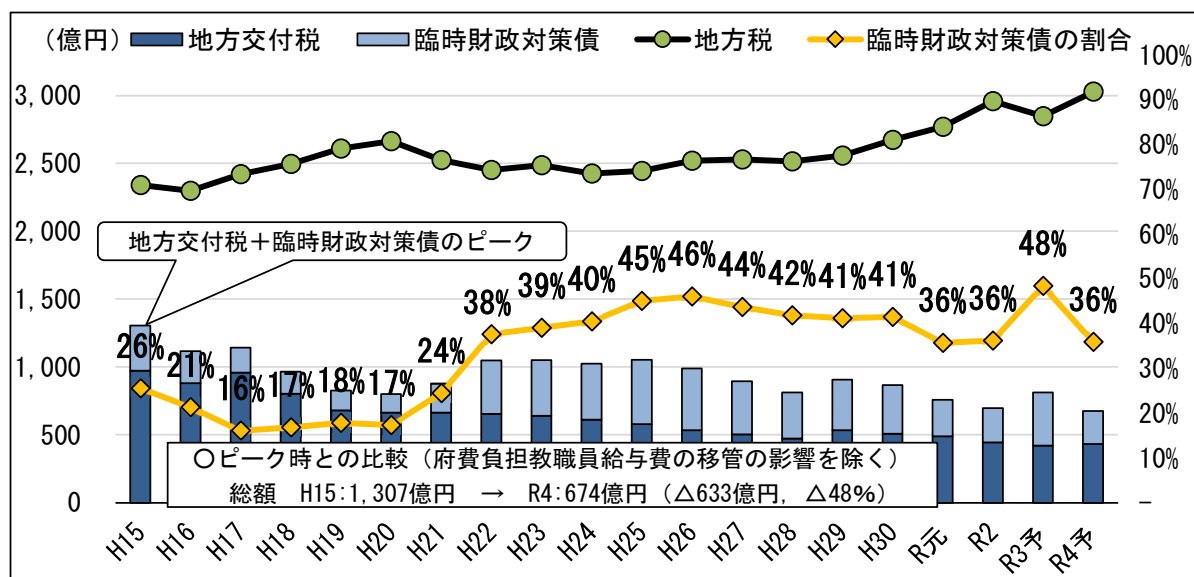
① 地方交付税の総額確保と臨時財政対策債の廃止**1 提案・要望**

- (1) 算定過程を明らかにしたうえで、財政需要の増大や税収の減少等を的確に見込むことで、地方交付税の必要額を措置するとともに、必要な一般財源を確保すること
- (2) 地方交付税の必要額の確保に当たっては、法定率の更なる引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること

2 現状・課題

- (1) 平成 16 年度以降、国の三位一体の改革により、地方交付税は大きく減少している。とりわけ近年は地方税が増加傾向にあるため、より顕著に地方交付税は減少している。

＜京都市の地方交付税・市税収入等の推移（交付税はピーク時から 633 億円・△48%の減）＞



- (2) また、本市の地方交付税算定における基準財政需要額総額について、令和 3 年度は、臨時財政対策債償還基金費の創設等による再算定が行われたため一時的に増となっているが、当初算定時点で比較すると、この 18 年間で大きく減少（△113 億円）している。特に、地域振興費・包括算定経費は削減傾向にあり、近年は、制度創設時と比べ総額 100 億円規模の減となっている。その他、高齢化等による社会福祉関係経費の増加分や、累増する臨時財政対策債の償還費を吸収する形で、事業費補正の見直しなど公共投資事業に係る公債費等を削減するような算定となっている。

＜基準財政需要額の推移＞

(単位：億円)

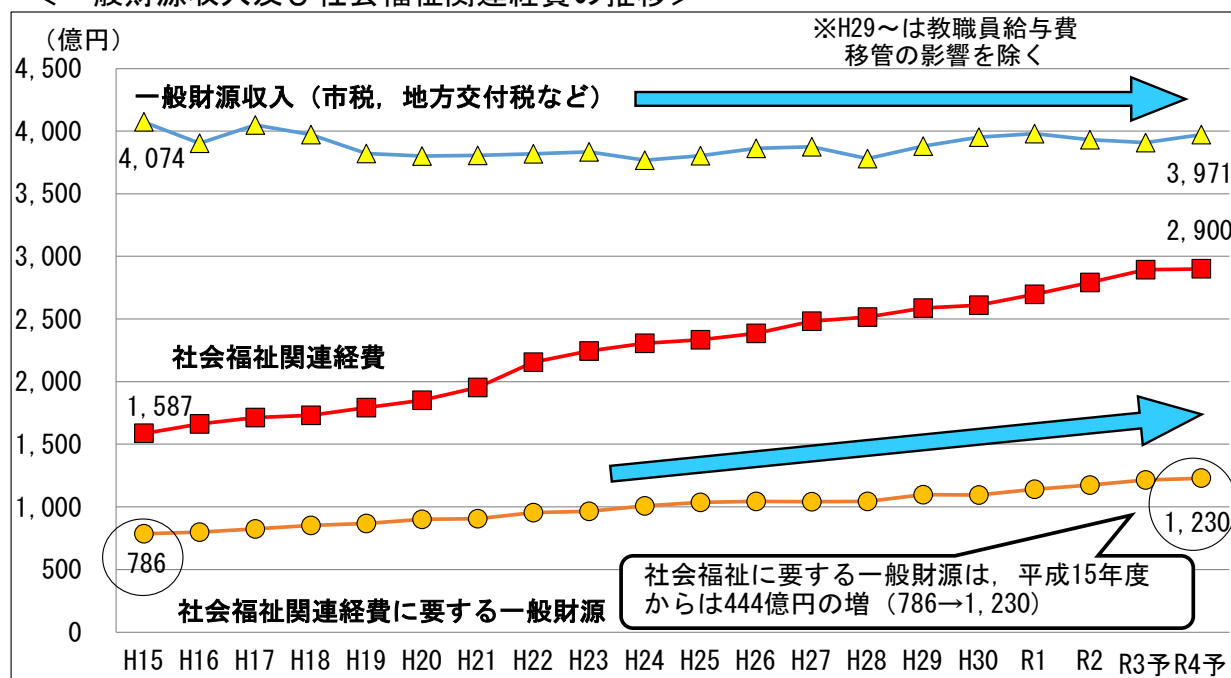
項目	H15	H20	R2	R3 当初算定	R3 再算定後	H15→R3当初算定	
基準財政需要額	3,138	2,887	2,929	3,025	3,164	△113	△3.6%
社会福祉関係の経費 (生活保護費、社会福祉費、高齢者保健福祉費等)	781	906	1,277	1,329	1,329	+548	+70.2%
臨時財政対策債償還基金費、 公債費(事業費補正を含む)	638	627	524	525	654	△113	△17.7%
うち、臨時財政対策債の償還	(3)	(70)	(231)	(246)	(375)	(+243)	(+8100%)
上記以外のサービスに要する経費	1,719	1,354	1,128	1,171	1,181	△548	△31.9%
うち、地域振興費(H19新設)		220	178	194	194	[H20→R2※ △42]	
うち、包括算定経費(H19新設)		234	183	186	186	[H20→R2※ △50]	

※令和3年度は会計年度任用職員制度の平年度化の影響に伴い74億円の減に留まっている

※府費負担教職員給与費の移管の影響を除く

- (3) 地方交付税を含む一般財源収入が伸び悩む一方で、社会福祉関連経費は一貫して増加しており、必要な一般財源を十分に確保できておらず、厳しい財政運営を強いられている。

＜一般財源収入及び社会福祉関連経費の推移＞



② 大都市に偏重した交付税の削減の見直し

1 提案・要望

この間の小規模自治体にとって有利とみられる算定方法を、小規模市町村への影響も見つつ、段階的に見直しを図ること

2 現状・課題

この間、事業費補正や包括算定経費等の新設など投資的経費に関する算定の見直しや、地方創生を推進するために新たに措置された歳出項目により、比較的、小規模市町村に有利な交付税の算定※となっている。

※ 小規模市町村に有利な算定については、本市の外部有識者会議であった「京都市持続可能な行政政策審議会(会長：小西砂千夫氏)」からも答申を受けている。

＜参考：基準財政需要額の算定の見直しなどの状況＞

- 公共投資事業にかかる事業費補正の見直し
- 包括算定経費・地域振興費の新設（投資的経費の統合）
- 地方創生を推進するための新たな歳出項目（人口減少等特別対策事業費，地域社会再生事業費など）

人口一人当たりの市税・地方交付税等の増減の状況

（単位：千円）

項目		H15年度	R2年度	増減額	増減率
京都市	一般財源	266	259	△7	△2.6%
	うち市税＋府税交付金	177	211	35	+19.6%
	うち地方交付税・臨財債	89	48	△41	△46.6%
指定都市その他	一般財源	262	252	△10	△3.6%
	うち市税＋県府税交付金	206	221	15	+7.2%
	うち地方交付税・臨財債	55	31	△24	△43.9%
中核市	一般財源	215	231	16	+7.4%
	うち市税＋県府税交付金	162	182	20	+12.4%
	うち地方交付税・臨財債	53	49	△4	△7.7%
市町村その他	一般財源	242	282	40	+16.4%
	うち市税＋県府税交付金	138	172	34	+25.1%
	うち地方交付税・臨財債	104	109	5	+4.8%

※一般財源は地方財政状況調査の数値。人口は直近の国勢調査の数値。

※指定都市（京都市を含む）の数値は県・府費教職員給与費の移管の影響を除く

3 本市の厳しい財政状況

- (1) このような状況の中，本市の財政状況は指定都市の中でもとりわけ厳しい状況にあり，財政調整基金残高についても，他都市平均を大きく下回る水準にある。

＜財政調整基金残高の推移＞

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度※
京都市	14億円	0億円	13億円	36億円	0億円	0億円	20億円
指定都市平均	213億円	204億円	206億円	200億円	202億円	216億円	

※R3交付税の減額精算に備える75億円を除く

- (2) 全ての財政状況を公開し，フルオープン「持続可能な行財政審議会」や，市会等での議論を経て，令和3年8月に「行財政改革計画2021-2025」を策定。持続可能な行財政の確立に向け，徹底した取組を進めているが，令和4年度予算においても117億円の収支不足を，減債基金の計画外の取崩し56億円などの特別の財源対策により補てんせざるを得ない状況。

③ 観光の振興や課題解決に係る財政需要の的確な反映

1 提案・要望

- (1) ごみ処理や文化財保護など、観光の振興や課題解決に係る財政需要を的確に反映した「観光費」を普通交付税の算定項目として創設すること
- (2) そのために必要な指標として、また、地域における観光施策の企画・立案の活用に資するものとして、市町村ごとの観光客数など、全国かつ客観的な統計を早急に整備すること

2 現状・課題

- (1) 本市は大都市特有の財政需要に加え、観光立国・文化芸術立国に貢献する独自の取組を展開しており、他都市にはない財政需要が発生しているが、地方交付税の算定においては、「観光」に係る財政需要が的確に反映されていない。
- (2) 例えば、清掃費については、観光地のごみ処理に係る割増はあるものの、算定に用いられる指標は「観光客数」ではなく「入湯税納税義務者数」であり、「温泉地」以外の財政需要が反映されていない。

<参考：本市の観光ごみ処理経費（R元決算）>

項目	需要額	実経費
清掃費	15百万円	800百万円

本市としては、観光庁実施の全国観光入込客統計による「観光客数」を指標として採用すべきと考えているが、市町村単位の公表数値が存在しないことを理由に交付税算定には用いられていない。

- (3) また、特別交付税において、「観光立国の推進に要する経費」が措置されているが、その算定にあたっては、全国一律の上限額（25 百万円）が設けられている。

【提案・要望事項】

経営危機に直面する市バス・地下鉄事業に対する支援（提案・要望項目 2(1)， 3(1)）

1 提案・要望

- (1) 市バス・地下鉄を維持・確保するため、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」について、予算を大幅に増額したうえで、著しく経営状況の悪い地下鉄事業を補助対象に含めるとともに、期間を限定した実証運行ではなく、年間を通じた運行経費についても補助対象とすること
- (2) 加えて、特別減収対策企業債について、無利子での貸付制度とするなど、財政措置を拡充すること
- (3) さらに、これらの支援について令和5年度以降も継続するとともに、今後もお客様の早期回復は見込めず、また、新しい生活スタイルの定着等により新型コロナウイルス感染症の発生前には戻らない見込みであることから、公共交通を維持・確保していくため、新型コロナウイルス感染症による減収分に対応できるよう、利子負担の軽減を含め、抜本的な支援制度を構築すること
- (4) 新型コロナウイルス感染症のような不測の事態により変化する需要動向や社会情勢に応じて、機動的・弾力的な運賃設定を可能とするなど、自由度の高い運賃制度を構築すること

2 市バス・地下鉄事業の経営状況

(1) 概要

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響によるお客様数の大幅な減少により、令和2年度には市バス・地下鉄事業とも大きな赤字（経常損益 市バス▲48億円，地下鉄▲54億円）となるなど、経営状況は著しく悪化した。特に、地下鉄事業は令和2年度決算で財政健全化法に基づく経営健全化団体となった。
- ・ また、市バス事業については、国において令和4年度も特別減収対策企業債制度を継続されたこともあり、経営健全化団体には陥っていないが、従来から見込んでいた、安全運行維持のための車両・設備の維持更新に加え、昨今の軽油価格の高騰も相まって極めて厳しい経営危機に直面している。
- ・ こうした厳しい経営状況を踏まえ、令和3年度には、市民の皆様の暮らしや経済活動を支えるとともに、京都を訪れる方々の便利な交通手段として、多様な都市活動を支える必要不可欠な都市基盤である市バス・地下鉄を守り抜くため、更なる経費削減や収入増加策等を見込んだ中長期の経営計画として、「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン【改訂版】」を策定したところである。今後は、このビジョンの下、経営健全化の取組を推進し、両事業の持続可能な安定経営を目指していく。

(2) 令和3年度決算見込み及び令和4年度予算

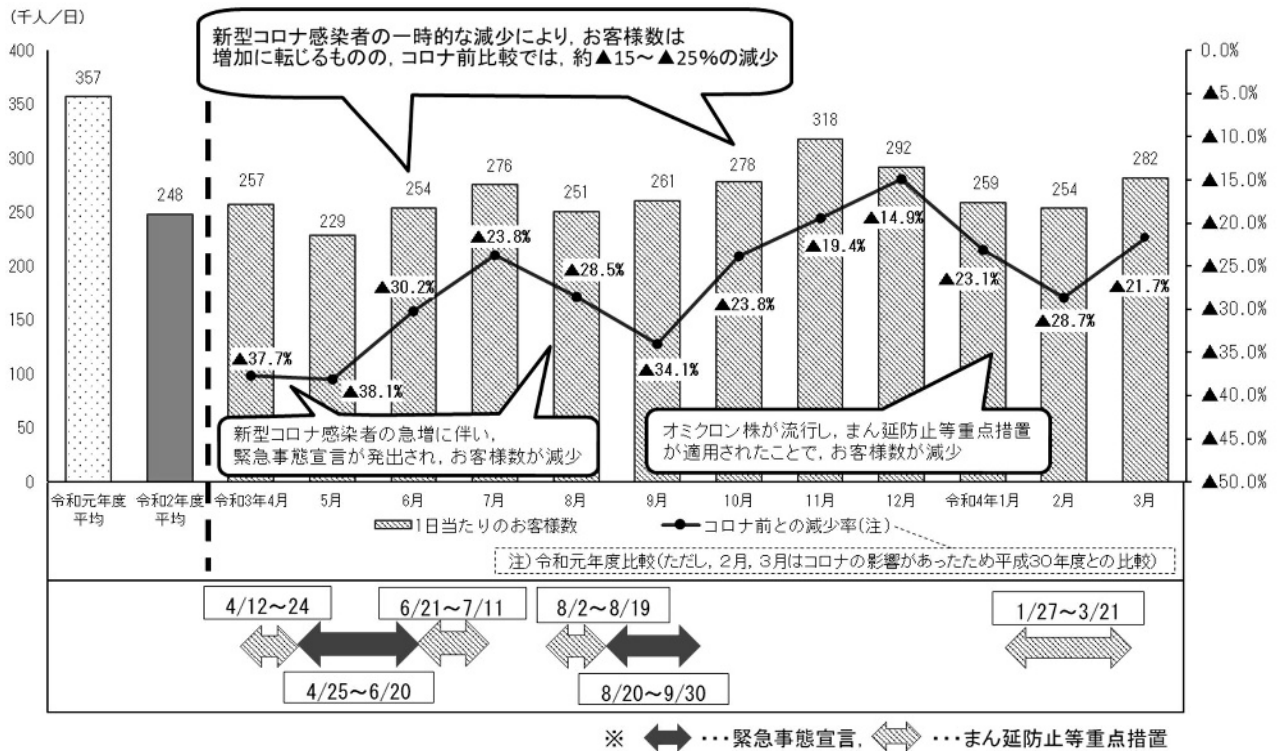
- ・ 令和3年度は、緊縮予算を編成したうえで徹底した執行抑制に努めたものの2度の緊急事態宣言や4度のまん延防止等重点措置の影響で、お客様数は大幅な減少状況が続き、対令和元年度比で、市バスが▲90千人/日（▲25.1%）、地下鉄が▲105千人/日（▲26.2%）となっている。
- ・ 運賃収入は両事業で令和元年度比▲120億円（市バス▲48億円、地下鉄▲72億円）、令和2年度からの2年間で約270億円の減収となる見込み（令和2年度▲149億円）である。
- ・ 令和4年度も日々の安全運行やコロナ対策は徹底した上で、事業の中止や規模縮小を行うなど、令和3年度に引き続き緊縮予算を編成。引き続き徹底した執行抑制に努めるが、感染症拡大以前の状況までお客様数が戻ることは見込めないため、令和4年度の経常損益は、市バスで▲41億円、地下鉄で▲54億円の赤字となる見込みで、両事業とも大幅な赤字は変わらず、地下鉄事業の経営健全化団体からの脱却が見込める状況ではない。

3 今後の経営の見通し

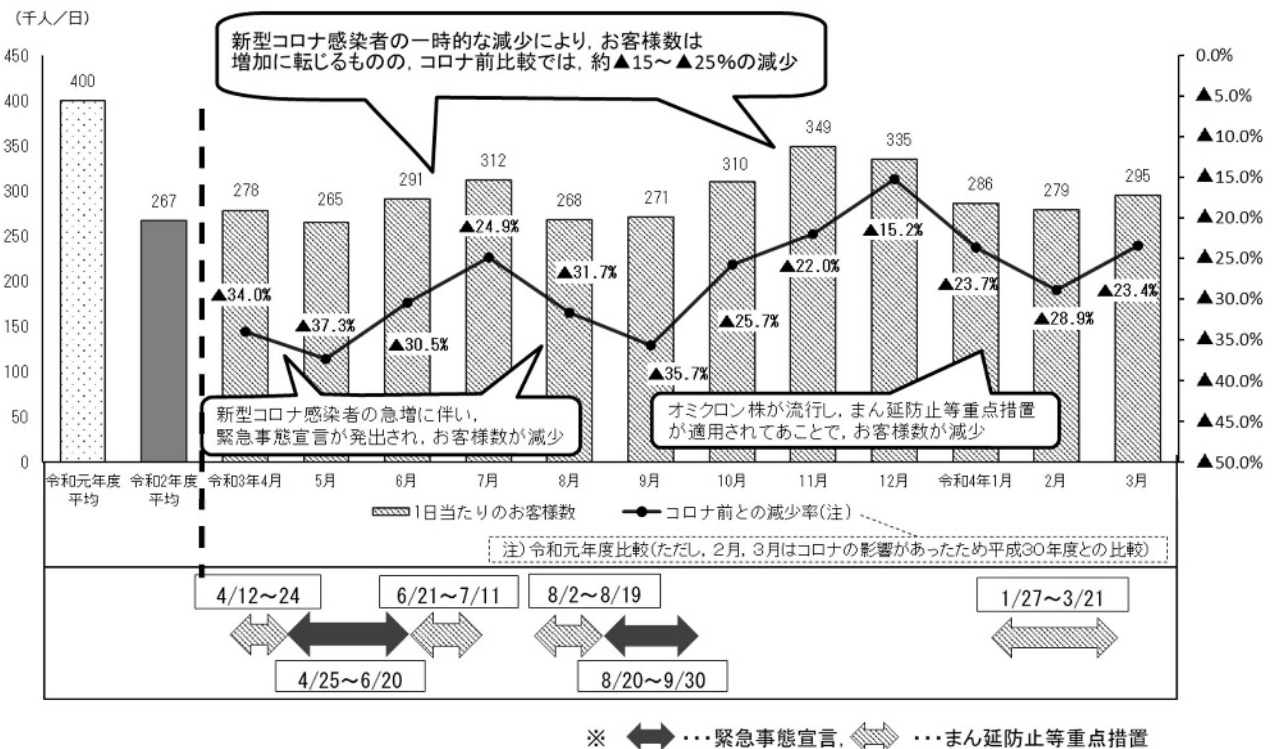
- ・ 本市はこれまでから市民の皆様の御利用に加え、観光での御利用にも支えられ、また「学生のまち」として多くの大学生にも御利用いただいている。しかし、令和3年度の定期券（大学生）の御利用者数は令和元年度と比べ、大きく落ち込むなど（市バス▲45.3%、地下鉄：▲33.9%）、依然としてお客様数の回復は鈍く、また、テレワーク等の新たな生活スタイルの定着に加え、大学におけるオンライン授業の浸透、海外からの観光客の動向を踏まえると、今後のお客様数の大幅な回復は見込めない。
- ・ こうした状況を踏まえると、「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン【改訂版】」を中軸とした、お客様増加策や御利用状況に応じたダイヤの見直しや駅有人改札業務の見直しなど、あらゆる経営努力を行ったとしても、持続可能な安定経営への見通しが立たず、市バス・地下鉄の運行の継続に向けては、運賃改定も選択肢の一つとして見込まざるを得ない状況である。

<参考1：令和3年度お客様数推移（令和元年度比較）>

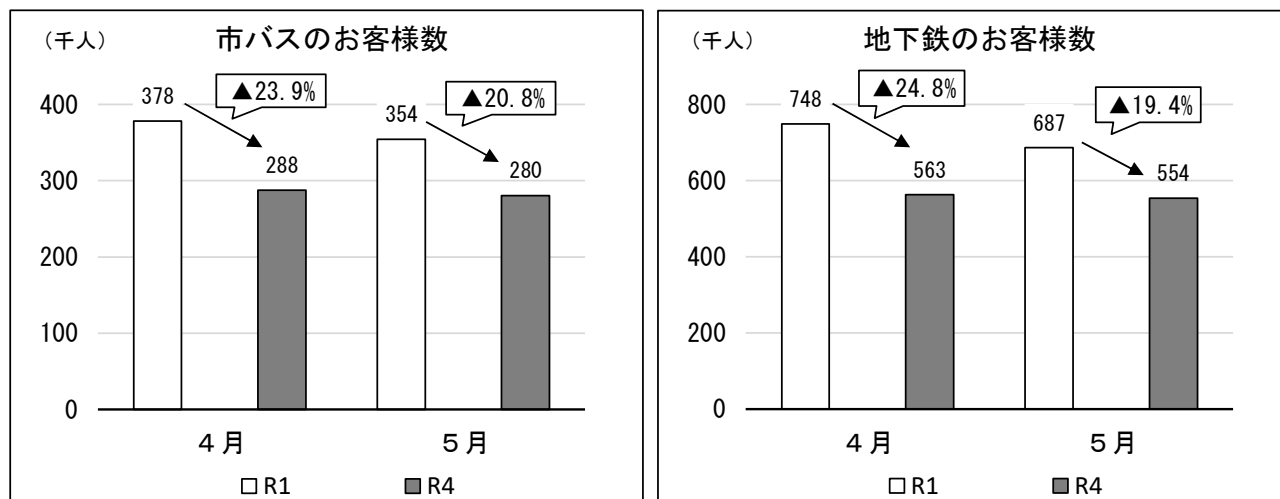
① 市バス事業



② 地下鉄事業



※ 令和4年4、5月のお客様数（市バスは計数機、地下鉄改札通過人員） ※ 5月17日時点



<参考2：新たな健全化策実施後（運賃改定なし）の収支見通し>

① 市バス事業

経常損益は今後も赤字のまま推移し、累積資金不足は増加し続け、経営は破綻
(単位：億円)

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10
経常損益	▲45	▲41	▲36	▲25	▲13	▲2	▲3	▲4
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10
累積資金不足※	▲14	▲49	▲79	▲96	▲106	▲109	▲112	▲117

② 地下鉄事業

経常損益は今後30年にわたり赤字が継続。累積資金不足の最大値は1,200億円を超えるまで増大し、運転資金の調達が極めて不安定な状態となり、資金調達が滞れば、経営は破綻

(単位：億円)

	R 3	…	R20	…	R30	R31	R32	R33	R34	R35
経常損益	▲45	…	▲38	…	▲18	▲15	▲ 1	▲ 4	▲ 1	2

	R 3	…	R10	…	R19	R20	R21	R22	R23
累積資金不足※	▲422	…	▲889	…	▲1, 116	▲1, 161	▲1, 208	▲1, 236	▲1, 240

※ 累積資金不足とは、日常の運転資金の不足額のこと、支払に支障を来さないように金融機関などから一時的に借り入れている金額のこと。なお、運転資金に余剰が出ている場合は資金剰余額となる。

【提案・要望事項】

水道施設の老朽化対策及び耐震性の向上に対する、国の財政支援制度における採択基準の拡充・緩和及び補助率の引上げ（提案・要望項目 5(1)）

1 提案・要望

- (1) 老朽化した水道施設の更新及び耐震化を推進していくため、現行の国庫補助事業である「水道管路耐震化等推進事業（水道管路緊急改善事業）」において、対象施設を配水支管にまで拡充することを求める。
- (2) 現行の国庫補助事業である「緊急時給水拠点確保等事業（重要給水施設配水管）」において、水道料金に関する採択基準の緩和を求める。
- (3) 老朽管の更新及び耐震化に係る国庫補助事業の補助率の引上げを求める。

【参考 1：水道管路更新に係る国庫補助事業】

水道管路耐震化等推進事業 （水道管路緊急改善事業） 【補助率：1／3】	・ 布設後 40 年以上経過した基幹管路（導水管・送水管・配水本管）の更新事業が対象で、 <u>配水支管は対象外</u> （配水本管：φ 350mm 以上，配水支管：φ 300mm 以下）
緊急時給水拠点確保等事業 （重要給水施設配水管） 【補助率：1／4】	・ 基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管の耐震化事業が対象 ・ <u>本市は料金水準に関する採択基準※を満たしておらず，補助対象外</u> ※ <u>1 箇月に 10 m³使用した場合の家庭用の水道料金が 1,207 円以上</u> （令和 4 年度基準）→ <u>京都市：1,067 円</u>

2 現状・課題

- (1) 本市では、今後、昭和40年代から50年代初めにかけて布設した大量の配水管が、順次、更新時期を迎えるため、耐震化も考慮した配水管の計画的な更新に取り組んでいる。更新事業には、多額の事業費を要するものの、収益の増加に結びつかないため、既に多額の企業債残高を有している本市の水道事業会計にとっては非常に大きな負担であり、財源を確保するうえで、国からの財政支援が必須となっている。
- (2) 本市では、国において平成 28 年度に創設された「水道管路耐震化等推進事業（水道管路緊急改善事業）」を活用し、配水本管の更新工事を実施しているものの、同事業の対象施設は基幹管路のみとなっている。現在、優先的に更新を進めている耐震性の劣る初期ダクタイル鋳鉄管の大部分は配水支管で占められており、同事業の対象外となっているため、十分な財政支援を受けることができていない。

- (3) 一方で、重要給水施設に配水する配水管の耐震化については、国の「緊急時給水拠点確保等事業（重要給水施設配水管）」において、配水支管も対象施設となっている。しかし、採択基準として、水道料金が給水人口 5 万人以上の水道事業者における平均料金水準以上であることが求められている中、本市は基準を満たしておらず、補助対象外となっている。
- (4) また、これらの補助事業の補助率については、公共下水道事業の補助率（1／2）と比べ、低い水準となっている。

3 本市の取組

耐震性の劣る初期ダクトイル鋳鉄管を中心とした老朽配水管の更新・耐震化について、平成 25 年度以降スピードアップしながら、推進している。

【参考 2：水道配水管の更新事業費等】

		R 2 (実績)	R 3 (見込)	R 4 (予算)
配水本管 (φ 350mm 以上)	更新延長 (km)	2. 0	3. 3	3. 5
	事業費 (百万円)	1, 755	2, 006	2, 514
配水支管 (φ 300mm 以下)	更新延長 (km)	55. 7	53. 9	54. 3
	事業費 (百万円)	10, 995	10, 900	10, 684
配水管全体 (本管＋支管)	更新延長 (km)	57. 7	57. 2	57. 8
	更新率 (%)	1. 5	1. 5	1. 5
	事業費 (百万円)	12, 750	12, 906	13, 198
	うち国費※ (百万円)	173	108	419

※ 一部の配水本管の更新に係る国費

4 要望の効果

本市の配水管更新事業の大部分を占めている配水支管が「水道管路耐震化等推進事業（水道管路緊急改善事業）」の補助対象等となった場合や、国庫補助率が現行（1／3～1／4）よりも引き上げられた場合には、更なる老朽管の更新・耐震化を推進することができる。

【提案・要望事項】**自治体情報システム標準化に係る十分な財政措置等（提案・要望項目6）****1 提案・要望**

- (1) 自治体情報システムの標準化・共通化は、法律で新たに義務付けられたものであるが、移行経費に係る国補助金の大幅な不足が現段階で明らかとなっており、市民生活を支える施策へ影響を及ぼさないためには、国費による十分な財政措置が必要である。
 ついては、標準化の目的である「市民の利便性向上」と「行政運営の更なる効率化」を実現するため、指定都市特有の財政需要も十分考慮のうえ、国補助金の上限額の増額を強く求める。
- (2) 自治体が標準化への対応を検討するに当たっては、必要となる情報の詳細な内容を速やかに提供することを求める。
- (3) 市民の個人情報をしっかり保護するとともに、行政サービスの安定的な提供を維持するため、ガバメントクラウド及び標準準拠システムにおける情報セキュリティ対策及びシステム全体の安定性の確保に万全を期すことを求める。

2 現状

本市においては、国が順次策定する標準仕様を基に、令和3年度から、現行システムと標準仕様との差異分析等を行う影響度調査や、業務プロセス見直しの検討を開始し、令和4年度からは、住民基本台帳及び印鑑登録の2業務について標準準拠システムへの移行作業に着手している。

<本市における取組状況>

[凡例] 国における標準仕様の ▼:策定時期 ▽:改定時期

業務・システム	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度以降
住民基本台帳 印鑑登録	▼	▽ 影響度調査 業務プロセス 見直し検討	▽夏頃 標準準拠システムへの移行作業 業務プロセス見直し	(随時▽) (~6年度)
第1グループ (固定資産税 介護保険など 7業務)		▼ 影響度調査 業務プロセス見直し検討	▽夏頃	(随時▽) 標準準拠システム への移行作業 業務プロセス 見直し (※)
第2グループ (国民健康保険 児童手当など 11業務)			▼夏頃 影響度調査 業務プロセス 見直し検討	(随時▽) 標準準拠システム への移行作業 業務プロセス 見直し (※)
共通基盤 (各業務共通機能、 業務間連携等)			▼夏頃(共通要件の仕様)	(随時▽) 機能追加

(※) 第1、第2グループ業務の移行時期は今後検討

3 課題

(1) 財源の不足

本市における標準準拠システムへの移行に要する経費については、調査費及び標準仕様に基づき現時点で見積もることができる一部業務（標準化対象の20業務中、住民基本台帳及び印鑑登録の2業務）の移行費だけで、既に国補助金の上限額（12.5億円）を上回っている（2業務の移行費が8.6億円であり、単純計算で約100億円もの経費を要する可能性がある）。

このままでは、全業務の移行費として大幅に不足することは言うまでもなく、直面する令和5年度予算編成についても目途が立っていない状況にある。

＜本市予算計上額（国補助金の対象経費）＞

（単位：億円）

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5・6年度 (債務負担行為)	合 計
調査費（対象20業務）	1.6	4.5	—	6.1
移行費（対象20業務のうち2業務）	0.0	1.9	6.7	8.6
合 計	1.6	6.4	6.7	14.7

＜国補助金が不足となる主な要因・背景＞

- ・ 指定都市においては、行政区ごとの対応が必要になること、また、多様な住民ニーズに対応するため、処理するデータがより膨大であり、標準化対象外の情報システムの連携部分の改修も多数あることなどから、特有の経費が必要となる。
- ・ これまで指定都市の業務に対応し得るパッケージソフトが十分に存在しない中、本市では早くから独自に情報システムを導入・活用し、業務の効率化を図ってきたところであり、今般の標準準拠システムへの移行に当たっては、独自形式のデータからの変換等に伴う特段の経費が不可欠な状況にある。
- ・ 我が国のデジタル社会形成に向け、全国の自治体が一斉に対応する必要があるため、IT技術者がひっ迫し、価格が高騰しやすい環境にもある。

(2) 必要な情報の不足

標準化への対応に当たっては、限られた期間で、現行システムの調査・分析、業務プロセスの点検・見直し、データ移行を行うとともに、ガバメントクラウドを活用するためのネットワーク基盤の整備、標準化対象外業務も含めた情報システム間の連携の仕組みの構築等を実施する必要がある。これらに対応するうえで、国からの詳細な情報提供が不可欠であるが、策定済みの標準仕様にも、検討中として未確定の事項が含まれるなど、対応に必要な情報が不足している。

(3) 万全な情報セキュリティ対策と安定的なシステム稼働

ガバメントクラウド及びその上で稼働する標準準拠システムは、住民情報を取り扱い、行政サービスの根幹を支えるシステムであることから、構築及び運用に当たっては、情報セキュリティ対策に特に細心の注意を払うとともに、ネットワーク障害の未然防止はもとより、処理速度の遅延等を生じさせないように準備する必要がある。

【提案・要望事項】

地方公務員法の一部を改正する法律（定年の引上げ）の適切な運用のための財政措置（提案・要望項目 8）

- ① 定年の引上げに伴う人事給与制度の改正による給与費増加に対する財政措置
- ② 定年の引上げに対応するためのシステム改修等に係る経費に対する財政措置

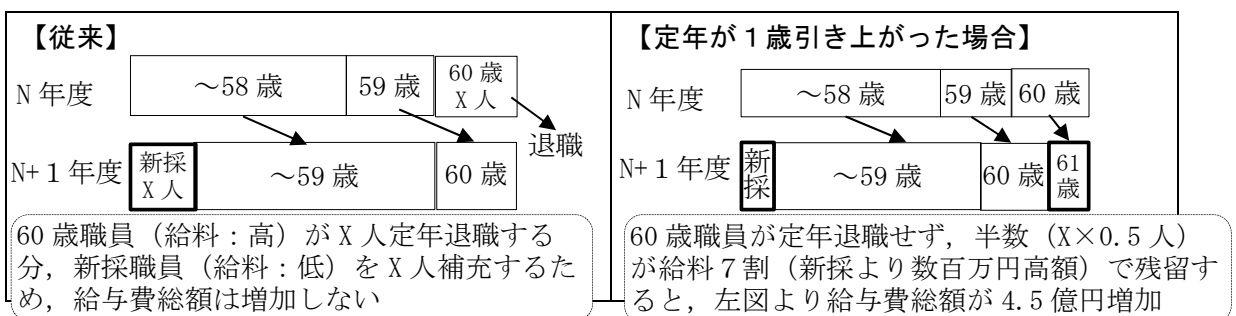
1 提案・要望

令和 5 年度から開始される地方公務員の定年引上げについて、国の制度改正により全国一律で実施されるものであることを踏まえ、以下の点を要望する。

- (1) 定年引上げに伴う給与費の増に対する十分な財政措置
- (2) 定年引上げに伴い必要となるシステム改修に係る経費に対する十分な財政措置

項目	年度	経費増概算額（定年引上げがない場合との比較）
①給与費の増加	令和 6・7 年度	4.5 億円／年（うち普通会計 3.6 億円）
	令和 8・9 年度	9.0 億円／年（うち普通会計 7.2 億円）
	令和 10・11 年度	13.5 億円／年（うち普通会計 10.8 億円）
	令和 12・13 年度	18.0 億円／年（うち普通会計 14.4 億円）
	令和 14 年度以降	22.5 億円／年（うち普通会計 17.9 億円）
②システム改修	令和 5 年度	4.3 億円（うち普通会計 4.0 億円）

※ ①は、毎年の 60 歳到達者数を令和 3 年度並みと仮定し、うち半数が 61 歳以降も市内部に常勤職員として残留すると想定した場合の概算値（令和 5 年度から 2 年に 1 回生じる退職手当の減は含まない）

<定年の引上げにより生じる給与費増加のイメージ>**2 現状・課題****(1) 定年の引上げに伴う人事給与制度改革による給与費の増加**

- ・ 本市は持続可能な行財政の確立に向けて、組織・人員の適正化等による人件費の削減など、徹底した庁内改革を進めている。
- ・ こうした中、今般の定年の引上げにより、61 歳以降の職員について、従来は新採職員等と新陳代謝してきたところ、60 歳時の 7 割水準の給与で残留するようになるため、新採職員等との差額分、給与費が増加することとなる。

- 毎年の 60 歳到達者数を令和 3 年度並みと仮定し、うち半数が 61 歳以降も市内部に常勤職員で残留すると想定した場合、定年が 1 歳上がるごとに給与費は 4.5 億円増加し、令和 14 年度以降は、全市で 22.5 億円／年（うち普通会計約 17.9 億円）の恒常的な給与費の増加となる見込み
- 段階的な定年の引上げ期間中においては、一部定年退職者が生じない年度があり、その分の退職手当額（約 50 億円×5 年＝250 億円）が不要となるため、令和 20 年度頃までは人件費の累計額については従来（定年引上げがない場合）より低額になる見込みだが、退職手当額に相当する額の地方交付税交付金等が減額された場合、本市単費で負担する給与費が年々増加していくこととなる。
- 定年引上げについては、国の制度改正により全国一律で実施されるものであり、また、真に必要な規模の新規採用を計画的に継続する観点からも、給与費の増が発生する令和 6 年度以降、国からの十分な財政支援が必要

職員数や退職者数を基に算定した給与関係経費の機械的試算であり、実際には、職員構成等の影響で変動する。

＜参考＞給与費増加額の内訳（制度完成時、単年度の給与費の増加額）

任命権	普通会計（約 17.9 億円）			公営企業（約 4.6 億円）	
	市長	消防	教育	交通	上下水
増加額	942 百万円	178 百万円	671 百万円	304 百万円	155 百万円

(2) 定年の引上げに対応するためのシステム改修等に係る経費に対する財政措置

- 本市では人事情報の管理及び新制度に基づく人事労務管理を行うため、職員の人事情報の登録及び給与計算を行う「人事給与システム」及びサービス関連の各種届出申請を行う「庶務事務システム」を運用している。
- これらのシステムについて、今般の定年引上げに伴い生じる新たな任用制度への対応や、給与 7 割水準等に係る給与計算機能の変更等を行う必要があり、令和 3 年度から令和 5 年度にかけてシステム改修を実施するために、全会計で 4.3 億円（うち普通会計 4 億円）の経費が生じる見込み
- 令和 2 年度の法改正で会計年度任用職員制度が導入された際は、改修経費 5 億円に対して、国からの財政支援は 0.5 億円のみであったが、国の制度改正に伴い生じる費用であることから、今般の定年引上げに当たっては、国において必要となる経費全額分を措置いただくなど、十分な財政支援が必要

＜参考＞内訳（市長部局及び教育委員会は予算措置済の額、その他の任命権は概算見積額）

任命権	普通会計（約 4.0 億円）			公営企業（約 0.3 億円）	
	市長	消防	教育	交通	上下水
増加額	230 百万円	13 百万円	153 百万円	9 百万円	17 百万円

【提案・要望事項】**質の高い保育と担い手確保に向けた、職員配置基準の抜本的な見直し及び職員処遇の改善（提案・要望項目 9(1)）****1 提案・要望**

こども家庭庁の創設を機に、53 年前から変わっていない保育士配置基準の抜本的な見直しを行うこと。また、令和 3 年度に国において実施された保育士・幼稚園教諭等を対象とした処遇改善について、令和 4 年 10 月以降も公定価格の見直しにより効果を継続させるとともに、更なる処遇改善に向けて十分な財政支援を行うこと。

2 現状・課題

本市においては、平成 29 年度には「子ども若者はぐくみ局」を創設したうえで、市民の身近な窓口である区役所・支所に「子どもはぐくみ室」を設置し、子育てに関する施策を総合的かつ積極的に推進している。

こうした中、現在、国においては、こども家庭庁の創設など、子育て環境の充実に向けた検討を行っているが、広く子育てとして見た場合、この間、学校教育においては小学校 35 人学級や教科担任制の導入に向け、見直しが進められている一方で、保育士配置基準全体は 53 年前、特に 5 歳児クラスは 74 年前から変わっておらず、教育・保育機関の違いのみで異なる制度設計となっている。

また、職員の処遇改善については、国において令和 4 年 2 月から収入を 3 % 程度（月額 9,000 円）引き上げる措置を実施されたが、全国的にも喫緊の課題である保育の職員不足の解消に向けては、公定価格の見直しにより引き続き今般の処遇改善の効果を継続させることはもとより、更なる処遇改善が必要不可欠である。

3 本市の取組

本市では、これまでから市独自負担による、国基準を上回る手厚い保育士配置や給与改善を実施している。

一方でこれらには多額の財政負担も伴っていたため、本市の厳しい財政状況を鑑み、持続可能な子育て支援施策の実現に向けて検証を進め、令和 4 年度から、本市独自の人件費補助制度を再構築(本市独自予算として約 53 億円計上)し、取組を進めている。

【保育士配置基準（子ども：保育士）】

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
国※ 1	3 : 1	6 : 1	6 : 1	20 : 1	30 : 1	30 : 1
京都市		5 : 1※ 2		15 : 1	20 : 1	25 : 1

※ 1 国の基準全体は 53 年前、特に 5 歳児クラスは 74 年前から変わっていない

※ 2 1 歳 8 箇月に満たない子どもについては、4 : 1 まで保育士を加配できるよう助成を実施

【提案・要望事項】**新学習指導要領への対応や喫緊の教育課題の克服に向けた教職員定数の抜本的改善（提案・要望項目10(1)）****1 提案・要望**

- (1) 新たな学びへの対応やきめ細かな指導体制を実現するとともに、学校における働き方改革の一層の推進を図るため、中学校における 35 人学級や、特別支援学級の学級編制基準の引下げをはじめとした、教職員定数の抜本的な改善を求める。
- (2) 新学習指導要領のもとでの授業改善や GIGA スクール構想の運用等、様々な教育課題や地域の実情に応じて配置されている少人数指導等の加配定数の維持・充実及び段階的な基礎定数化に伴う積算基準の緩和を求めるとともに、スクールカウンセラー等専門職の配置・充実についても財政措置を求める。

2 本市の取組

- (1) 法制化に先駆け、平成 15 年度以降、独自予算で小学校 1，2 年生における 35 人学級を順次実施。必要となる教員については、構造改革特別区域の認定を受け、市町村レベルとしては、全国で初めて市独自予算による常勤講師を任用
- (2) さらに、平成 19 年度以降、独自予算で中学校 3 年生の 30 人学級を実施
- (3) また、京都府と協調し、平成 15 年度以降、小学校 1，2 年生において、非常勤講師を配置し、複数教員による指導を充実するなど、きめ細かな指導体制を整備
- (4) こうした取組の結果、1 学級当たりの児童生徒数が、小・中学校ともに平均 30 人前後となるなど、指定都市最高水準の指導体制を実現

【参考】1 学級当たりの児童生徒数（令和 3 年 5 月 1 日現在）※令和 3 年度学校基本調査（文部科学省）から算出

	小学校	中学校
京都市	28.45 人	31.75 人
指定都市平均	30.57 人	34.66 人

3 現状・課題

- (1) 新学習指導要領のもとでの授業改善や GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末の活用など、教育活動が大きな変革期を迎えるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応も必要となる中、教員の多忙化解消や更なる負担軽減に向けた教職員定数改善の必要性が高まっている。
- (2) また、小学校については、令和 3 年度から 5 年間で、段階的に 35 人学級が実施されているが、引き続き、少人数教育のための人員配置や小学校における教科担任制推進のための教員の配置拡大等、教職員定数の抜本的な改善が必要な状況である。
- (3) 加えて、一部加配定数について、平成 29 年度から対象の児童生徒数等に基づき積算される法定の基礎定数へと変更されたが、積算基準の設定が厳しく、特に日本語指導と初任者研修担当教員加配は、段階的な基礎定数化に伴い配当数が今後減少し、かえって取組の後退を招く可能性もあるため、積算基準の緩和が必要と考える。
- (4) さらに、子ども一人一人の状況に応じたきめ細かな指導の実現に当たっては、スクールカウンセラー等、多様な専門職の確保が必要である。

【提案・要望事項】

「GIGAスクール構想」の推進に係る補助制度の充実及び財政支援の拡充
(提案・要望項目10(2))

- ① GIGAスクール構想の運用に係る継続的な財政支援
- ② 通信環境がない世帯に対する支援

① GIGA スクール構想の運用に係る継続的な財政支援

1 提案・要望

- (1) GIGA スクール構想を持続可能なものとし、ICT を活用した教育が一層充実するよう、学習データの授業改善等への効果的な利活用に向けた具体的な基本方針を策定・発信するとともに、ICT 環境の運用・維持や管理機能の整備・強化、データ利活用の運用システムの構築・稼働、端末更新に係る経費などの財政支援を求める。
- (2) 学校における ICT 環境の円滑な運用及び利活用支援体制の構築に向けて、ICT 支援員の 1 校 1 人配置や GIGA スクール運営支援センターの整備費について十分な財政措置を講ずることを求める。
- (3) 学習者用デジタル教科書について、義務教育教科書の無償給与と同様の財政措置を求める。加えて、指導者用デジタル教科書についても必要な財政措置を求める。

2 現状・課題

- (1) 本市では令和 2 年度中に、国庫補助等を最大限に活用し、小・中・義務教育・総合支援学校における 1 人 1 台端末の配備及び高速大容量ネットワーク環境を整備
- (2) しかし、GIGA スクール構想の推進に当たっては、個別最適な学びの実現に向け、1 人 1 台端末の学習データ等を活用した学習を進めるための具体的な基本方針の策定が必要
- (3) また、ICT 環境の運用・維持や支援体制の整備、学習データ利活用の運用システムの構築・稼働、端末更新に多額の経費が必要となり、各自治体はもとより、財政状況が厳しい本市においては、これらの費用を継続的に負担することは困難であり、財政支援が不可欠
- (4) 特に、学習支援ソフトウェア費用や授業・家庭学習等を行う際に子どもたちが安全・安心にインターネットを使用できるセキュリティ対策、インターネットに接続する通信回線の使用料のほか、ヘルプデスクの機能充実など運用上不可欠な管理機能の強化について継続的な財政支援が必要。
本市では、ヘルプデスクの運用に当たって、GIGA スクール運営支援センター整備に係る補助金（補助率 1 / 2）を活用しているが、補助額に上限があり、十分な額となっていない。
- (5) 加えて、端末更新についても、多額の後年度負担が必要となるなど、各自治体の財政に与える影響は大きく、本市では端末更新のたびに端末整備費として 45 億円程度の負担が発生する見込み

- (6) また、地方交付税措置の対象である ICT 支援員の配置や授業目的公衆送信補償金についても、十分な財政措置が講じられているとは言い難い状況
- (7) さらに、GIGA スクール構想の実現に伴い、デジタル教科書の活用についても一層推進する必要があるが、財政状況が厳しい中、児童生徒用及び教職員用の導入費用を確保することは困難

＜GIGA スクール構想の推進に当たり、令和 4 年度に本市で負担することとなる費用＞

(単位:億円)

学習支援ソフトウェア	セキュリティ対策	インターネットに接続する通信回線の使用料	GIGA スクール運営支援センター※	端末整備費	ICT 支援員の配置	授業目的公衆送信補償金	デジタル教科書	計
0.1	1.0	0.6	1.4	なし (3 年後に 45 億円程度必要)	1.7	0.2	なし (デジタル教科書実証事業により R4 は国費負担。R5 以降は未定。)	5.0

※ 本来であれば、1.1 億円の負担であるところ、補助上限の関係により、0.3 億円分の追加負担が発生している。

② 通信環境がない世帯に対する支援

1 提案・要望

緊急時・平時に関わらず、家庭でのオンライン学習に必要な整備費用や各家庭の通信費負担に対して自治体が支援する経費についても、国庫補助対象とするなどの財政支援を求める。

2 現状・課題

- (1) 臨時休業等の緊急時に家庭でのオンライン学習等に活用することを想定し、整備端末の一部について LTE 対応端末を調達し、通信環境がない家庭に端末を貸与
- (2) 貸与した LTE 対応端末を利用する際に生じる通信費は本市負担とする支援策を実施しているが、厳しい財政状況の中、こうした費用を毎年度確保することは困難
- (3) また、緊急時のみならず、平時においても端末を家庭に持ち帰り、家庭学習において活用していくことが求められているが、この場合における家庭の通信費負担についても、同様に支援策が必要。しかし、当該支援策の実現には多額な費用負担が必要であり、自治体の財政力によって格差が生じる懸念がある。

国基準どおり、修学援助費及び総合育成支援教育修学奨励費として、
準要保護世帯に対する支援を行う場合に必要となる経費

2 億円 (年間)

【提案・要望事項】

国民健康保険制度の抜本的な改革（提案・要望項目12）

- ① 他の医療保険制度との一本化など抜本的な制度改革の早期実現，及び我が国の医療保険制度の将来像の提示
- ② 制度改革実現までの財政措置の拡充
 - ・ 国庫負担率の引上げ
 - ・ 国民健康保険財政基盤強化策の更なる拡充
 - ・ 特定健康診査及び特定保健指導に対する財政措置の拡充
- ③ 子ども医療費（小学生以上分）等の地方単独事業の実施に伴う，国庫負担金の減額調整措置の撤廃

- ① 他の医療保険制度との一本化など抜本的な制度改革の早期実現，及び我が国の医療保険制度の将来像の提示
- ② 制度改革実現までの財政措置の拡充

1 提案・要望

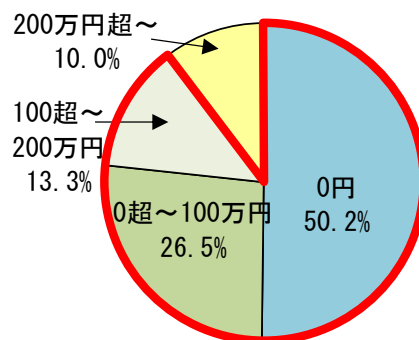
- (1) 国民健康保険制度について，他の医療保険制度と一本化し，国を保険者とした全ての国民が加入する医療保険制度を構築するなど，抜本的改革を早急に実現すること。また，実現に当たっては，医療保険制度の将来像を広く示すこと。
- (2) 合わせて，制度改革実現までの間，国庫等の公費負担の更なる引上げ等により，財政基盤のより一層の強化を図ること

2 現状・課題

- (1) 医療保険制度については，被保険者が将来にわたり安心して医療を享受できる仕組みであることが重要である。国民健康保険制度は，国民皆保険の根幹として極めて重要な役割を果たしているものの，加入者に低所得者や高齢者が多く，財政基盤がぜい弱であるという構造的な問題を抱えている。

（参考）本市の国民健康保険制度における所得割基礎額階層別世帯数（令和4年1月末現在）

本市の国民健康保険制度加入世帯の約90%が所得割基礎額200万円以下（軽減適用率は78.4%（令和2年度決算））



- (2) こうした構造的な問題もあり，保険料を事業者と被保険者で折半する他の医療保険制度（協会けんぽ等）との保険料負担が不均衡な状況となっている。

＜令和３年度 本市国保と協会けんぽにおける所得階層別保険料負担の状況＞

給与支払額	1,550 千円	4,300 千円	6,778 千円
本市国保 保険料(a)	163,656 円	444,560 円	702,960 円
協会けんぽ保険料(b)	101,052 円	256,176 円	398,496 円
(b)－(a)	△62,604 円	△188,384 円	△304,464 円

- (3) さらに、今後、少子高齢化の進展や医療の高度化等により、１人当たりの医療費は増加する見込みであり、国民健康保険制度を取り巻く環境は厳しさを増している。

＜本市における医療費（決算ベース）の状況（令和３・４年度は予算ベース）＞

	平成20年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
前期高齢者 (65～74歳)加入割合	29.9%	39.1%	39.6%	—	—
一般1人当たり 医療費	281,674円	377,299円	365,544円	391,493円	406,074円

- (4) 本市では、これまでから、多額の一般会計繰入金の確保等により、保険料の負担軽減に取り組んでいるが、被保険者の負担は非常に厳しいものとなっている（令和４年度は前年度比 12%増の保険料改定が必要であった中、一般会計繰入金等により 3.7%増まで抑制）。

国においては平成 30 年度の都道府県単位化に伴い財政支援を拡充（全国で約 3,400 億円）されたところであるが、依然として構造的な問題の改善には至っておらず、国民健康保険制度の運営主体である地方自治体に将来像を示しながら、抜本的な制度改革を早急に行うことが不可欠である。さらに、制度改革までの間、現在の制度を維持するためには十分な財政支援が必要。

＜一般会計繰入金（決算ベース）の推移（令和３・４年度は予算ベース）＞（単位：百万円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
基盤安定分	9,032	8,937	8,882	8,911
子ども均等割軽減分	—	—	—	77
財政支援分	8,213	8,229	6,409	6,409
合計	17,245	17,166	15,291	15,397

③ 子ども医療費（小学生以上分）等の地方単独事業の実施に伴う、国庫負担金の減額調整措置の撤廃

1 提案・要望

子ども医療費（小学生以上分）等の地方単独事業の実施に伴う、国庫負担金の減額調整措置の撤廃を求める。

2 現状・課題

子ども医療費をはじめとした地方単独の医療費助成制度の実施に伴う国庫負担金の減額措置が国保財政運営上の大きな支障となっている。医療費助成制度は国において制度化すべきものであることから、減額調整措置を行うべきではない。

本市における減額措置状況（小学生以上分・令和２年度決算ベース）

①子ども医療分・・・13 百万円 ②老人医療分・・・13 百万円
③重度心身障害者医療分・243 百万円 ④その他福祉医療等・54 百万円 計 323 百万円

【提案・要望事項】市・府共同提案

文化庁の機能強化及び全面的な京都移転の推進（提案・要望項目13(1)(2)(3)）

- ① 文化庁の更なる機能強化及び予算の抜本的拡充
- ② 文化観光及び食文化を所管する組織の京都への移転
- ③ 「古典の日フォーラム」を核とした「古典の日」の更なる認知度の向上，全国的な展開に向けた取組

1 提案・要望

- (1) 文化による経済活性化や観光振興，生活文化の振興をはじめ，文化を基軸とした国づくりを進めるため，文化庁の更なる機能強化及び予算の抜本的拡充とともに，文化審議会の京都での開催などによる，多様な視点からの文化芸術施策の企画立案の更なる充実を求める。
- (2) 我が国の文化行政を総合的に推進し，文化芸術立国を実現するため，文化観光及び食文化を所管する組織の京都への移転を求める。
- (3) 古典に関する広く国民の関心と理解を深めるため，「古典の日フォーラム」を古典の日推進委員会（※）と共同して継続開催し，同フォーラムを核とした「古典の日」の更なる認知の向上，全国的な展開に向けた取組を行うことを求める。

※ 平成 21 年 4 月に設置され，本市，京都府，京都商工会議所等で構成

2 我が国における文化関係予算

- (1) 令和 4 年度の文化庁の当初予算は 1,076 億円（対前年度比 100.1%）
- (2) 国家予算に占める文化支出の割合は，日本は他諸国に比べると低い状況である。

（諸外国との文化支出の比較（2020 年））

国	文化支出	国家予算に占める文化支出の割合
日 本	1,166 億円	0.11%
フランス	4,620 億円	0.92%
韓 国	3,438 億円	1.24%

（出典）文化庁委託事業 令和 2 年度「文化行政調査研究」諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書

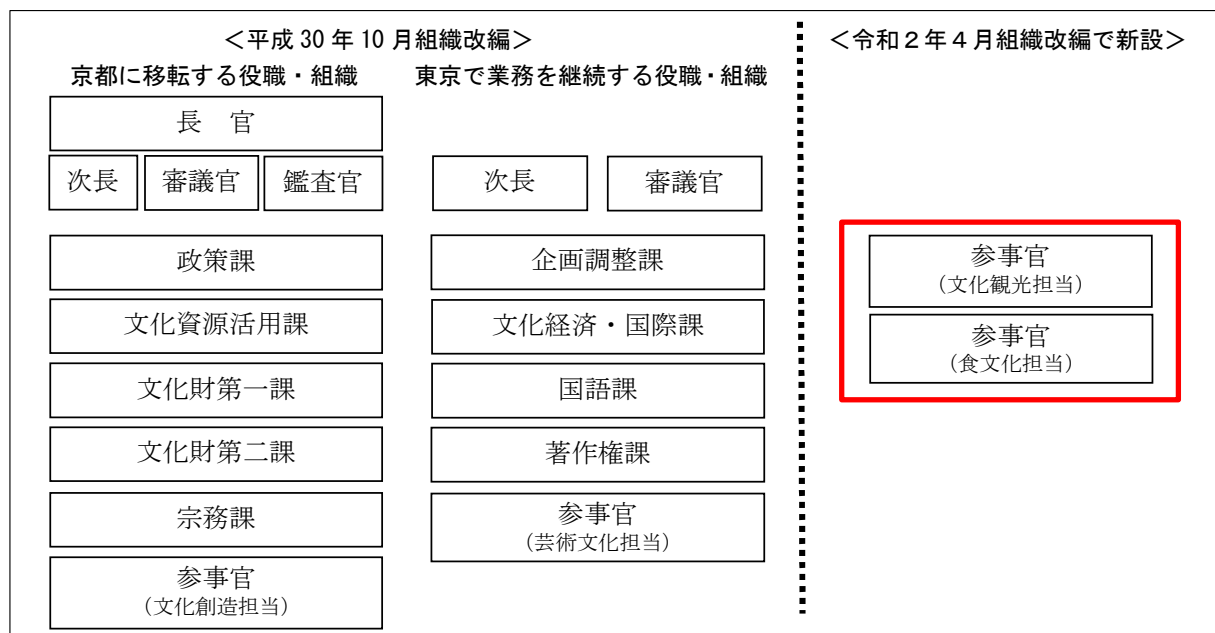
- (3) 文化による経済活性化や観光振興，生活文化の振興をはじめ，文化を基軸とした国づくりを進めるため，文化関係予算を拡充し，文化政策の更なる推進が求められる。

3 文化庁の全面的な京都移転の推進

- (1) 文化庁においては，新たな政策課題にスピード感を持って適切に対応するため，令和 2 年度に，参事官（文化観光担当）及び参事官（食文化担当）を設置した。
- (2) 参事官（文化観光担当）は，観光の振興に資する見地からの文化振興等のために設置されたものであり，これは，政府関係機関移転方針に示された「京都に文化政策による求心力と発信力を持たせることにより，今後の我が国の観光振興の重要戦略の一つである文化財を活用した観光の強化推進が期待できる」という，文化庁の京都への全面的な移転の目的と合致する。

- (3) また、参事官（食文化担当）は、我が国の食文化の振興等のために設置されたものであり、平成 29 年 7 月の文化庁移転協議会において、「食文化等の生活文化振興」が本格移転後の京都における本庁業務とされたように、長い歴史と四季折々の豊かな自然の中で洗練されてきた京料理をはじめとした、様々な食文化が根付いた京都においてこそ、「現場第一」の原点に立った文化政策の推進が期待できる。
- (4) コロナ禍において、テレワークの普及など働き方の多様化が急速に進み、東京と同じ仕事を地方で行う新たな生活様式への流れも生まれている。ICT 環境の整備等を進め、両組織の京都移転を含め、東京一極集中を是正する国家戦略としての文化庁の全面的移転を着実に実施されたい。

【令和 4 年度の文化庁の組織体制】（定員 290 人）



4 「古典の日」の更なる認知度の向上，全国的な展開に向けた取組

- (1) 国民の間に広く古典についての関心と理解を深めることを目的に、平成 24 年に「古典の日に関する法律」が制定され、国及び地方自治体の各所で、国民が古典に親しむための、古典の日になんだ様々な特色ある行事・取組が行われている。しかし、それらの取組の機運や効果が地域ごとの限定的なものにとどまっており、全国的に普及・認知・定着する状況にまで至っていない。

令和 4 年 10 月 31 日・11 月 1 日に開催される「古典の日フォーラム」については、「国民文化祭」開催地である沖縄県と連携したプログラムを実施予定であるが、古典の日の更なる認知度向上に向けては、引き続きこうした全国的な展開が必要である。

- (2) なお、本市独自の取組として、平成 21 年に京都アスニー内に開設した「古典の日記念 京都市平安京創生館」において、古典の日関連事業等を実施しているほか、「市民寄席」「市民狂言会」など古典芸能の振興を推進する事業を実施。さらに小中学生等を対象にした「文化芸術授業（ようこそアーティスト）」事業，中学生を対象とした「伝統公演授業（ようこそ和の空間）」事業においても、古典を取り上げている。

【提案・要望事項】市・府共同提案

京都の料理人等により継承されてきた伝統的な食文化（料理技術及び作法）の無形文化財への登録（提案・要望項目14(1)）

1 提案・要望

京都の料理人等により継承されてきた伝統的な食文化（料理技術及び作法）を国の無形文化財として登録するよう求める。

2 現状・課題

- (1) 京都では、旬の素材を生かし、季節感を大切にした京都らしい調理技術とともに、接客、接遇、しつらえ等々総合的な日本文化のもてなしを特徴とする食文化（京料理）が、長い歴史の中で受け継がれてきた。
- (2) しかし、生活様式・嗜好の変化や、新型コロナウイルス感染症の流行による地域の行事の中止等により家庭や地域での継承が困難になっていることに加え、料理技術やもてなしの作法等も後継者の不足により継承が困難という厳しい状況にある。
- (3) 文化庁においては、令和2年度に参事官（食文化担当）を設置するなど食文化振興を強く推進されており、また令和3年度には無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設されたところである。
- (4) 京都の伝統的な食文化である京料理が無形文化財に登録されれば、広くその価値を共有することが可能となり、京都のみならず、各地の食文化の次世代への継承の先鞭となり、食文化振興に大きく寄与することができる。

3 本市の取組

- (1) 無形文化財としての登録を目指し、京都府とともに文化庁の「令和3年度『食文化ストーリー』創出・発信モデル事業」を活用して「京都の料理人等により継承されてきた伝統的な食文化～料理技術及び作法～」調査事業を実施。令和4年3月には、京都府から文化庁に調査報告書を提出。
- (2) また、本市独自の取組として平成25年度に創設した「“京都をつなぐ無形文化遺産”制度」において「京の食文化―大切にしたい心、受け継ぎたい知恵と味」を同制度の第1号として選定。以降、様々な普及事業に取り組んでいる。
- (3) さらに、平成25年度には、京都市地域活性化総合特別区域計画が国の認定を受け「外国人の日本料理店での就労」が全国で唯一京都市内に限った特例措置として実現した。この特例措置を活用し、外国人料理人が日本料理を働きながら学ぶことができる特定伝統料理海外普及事業を実施し、日本料理の海外への普及・発信に取り組んでいる（令和4年4月1日時点で延べ22名を受入れ）。

(参考) 本市で取り組んでいる京の食文化に係る普及事業（令和３年度）について

食文化振興の機運醸成に向けて、若手料理人の団体である京都料理芽生会と連携して以下の取組を実施。

- ・ 令和３年度には、二条城や料理屋を会場として、京料理とそのゆかりの文化を親子が体験する事業「『文化の結び』project」を実施。文化庁委託金を活用し、京都の食文化の次世代への継承に取り組んでいる。
- ・ 取組内容と実績
 - ① 茶の湯×京料理@二条城（10月） 501名参加
茶の湯と京料理の歴史や関係性をクイズウォークラリー形式で学ぶ。
 - ② 暮らしの文化×郷土料理@京北（11月） 60名参加
茅葺き屋根に使われる茅刈体験と郷土料理の実食体験
 - ③ 年中行事×京料理＜オンライン＞（12～2月） 親子157組参加
料理人によるレシピ動画を参考に、おせち料理を作って写真を投稿いただき、ネット展覧会を開催
 - ④ 器・しつらえ×京料理@料亭（1～2月） 220名参加
協力料亭7店ごとに器やしつらえなど料理以外のテーマを設定し、京料理との関係性を学ぶ。

なお、令和４年度については、料理屋を会場として、親子で料理のみならず、おもてなし、しつらえ、器、さらには地域に根付く文化も学ぶことにより、総合芸術としての京料理を体感できる事業を実施する予定。



【提案・要望事項】

京都駅東部エリアへの移転を契機とした京都市立芸術大学の更なる発展に向けた支援（提案・要望項目15(1)）

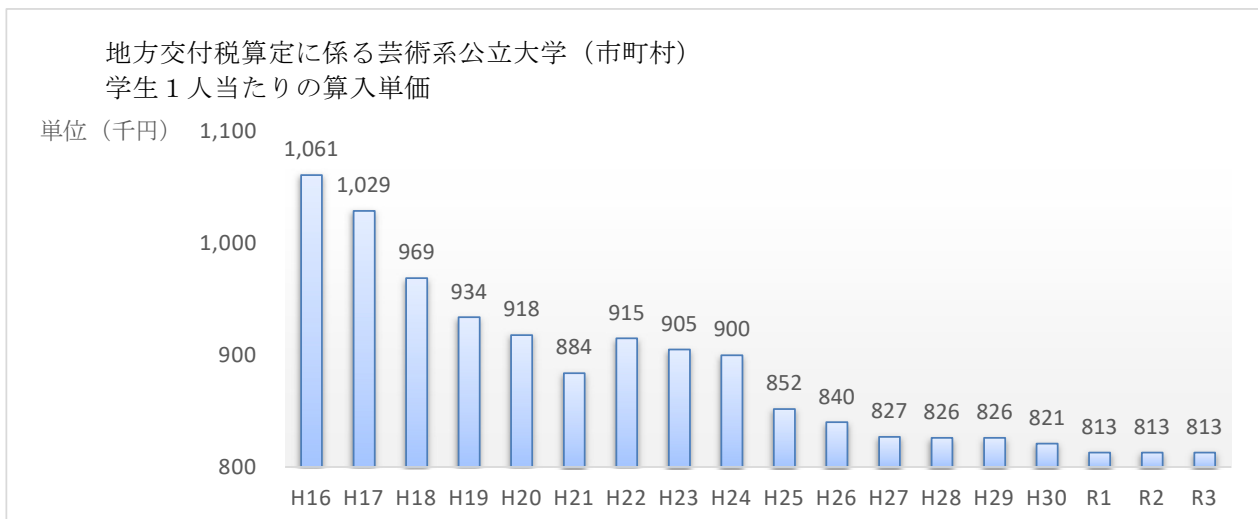
1 提案・要望

- (1) 大学の安定的な運営のため，地方交付税において大学が果たす役割や実態に見合った基準財政需要額となるよう，公立大学学生1人当たり算入単価の大幅な引き上げを求める。また，公立大学には認められていない収益事業の実施について制度改正を求める。
- (2) 令和2年度から開始された高等教育の修学支援制度について，授業料等減免の対象外となっている大学院生や留学生等を対象に加えるよう，更なる制度の充実を求める。
- (3) 令和5年度に予定しているキャンパス移転を見据え，研究水準の向上と異分野融合による新たな領域の創出や研究結果の効果的な発信をより一層推進するため，京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センターについて，共同利用・共同研究拠点として認定することを求める。また，共同利用・共同研究拠点の充実に向けて，採択校数の拡充を求める。

2 大学の安定的な運営

- (1) 地方交付税の基準財政需要額における公立大学学生1人当たりの算入単価については，実態に見合った単価※となっておらず，またピーク時（平成16年度）から248千円，23.4%減となっている。

※ 京都市立芸術大学の学生1人当たりに要する経費（令和2年度決算ベース）：2,212千円



- (2) また，私立大学については，私立学校法第26条において，学校の教育に支障のない限り経営に充てることを目的とした収益事業を行うことが認められている。一方，公立大学については，地方独立行政法人法第21条2項及び第70条により大学の設置，管理等の業務以外の業務は認められておらず，大学の自主的な運営の推進に当たっての課題となっている。

3 高等教育の修学支援制度（授業料等減免）

- (1) 「大学等における修学支援に関する法律」の施行により、令和2年度から高等教育の修学支援新制度が開始され、費用については交付税措置されているが、留学生や大学院生等については対象外となっている。このため、対象外の学生に係る減免について、大学が独自で支援しているものの、大きな負担となっている。

＜令和3年度京都市立芸術大学独自減免の実績＞

人数	84 人 内訳）留学生 29 人 大学院生 33 人 学部生（高校卒業後 3 年以上経過し、入学した者）22 人
減免額	14,975,610 円
減免内容	入学金：282,000 円 授業料：535,000 円を上限に 全額免除，7 割減，5 割減，3 割減のいずれか

4 特色ある共同利用・共同研究拠点の採択及び採択校数の拡充

- (1) 京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センターでは、日本伝統音楽を中心とする音楽の総合的研究に関する「共同利用・共同研究拠点」の認定に向け、令和2年度から申請を行っているが、2年連続で不採択となっている。
- (2) 京都市立芸術大学は、令和5年度秋に、郊外から京都駅東部エリアへキャンパス移転を予定している。「テラスとしての大学」のコンセプトの下、新しい施設と京都駅前の利便性を最大限に活用し、国内外の多様な人々が往来でき、性別・年齢・国籍・人種・宗教・障害の有無など社会の多様性を受入れ、創造的な交差・交流が「芸術」をエンジンとして活発に行われる。そして、そこから発生する刺激や情報を教員や学生たちが吸収し、作品や研究、演奏に昇華していく、そのような大学を目指している。
- (3) 移転により、大学へのアクセスが向上し、様々な学術分野との連携など、今よりも共同研究を進めやすくなることに加え、研究結果についても、幅広い発信が期待できることから、移転を行う令和5年度に認定を受けたいと考えている。
- (4) また、共同利用・共同研究拠点の充実に向けては、採択校数の拡充が必要

（参考）京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センターについて

- ・ 京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センターは、日本の社会に根ざす伝統文化を、音楽・芸能の面から総合的に研究することを目指し、平成12年に設立
- ・ 同センターは、日本の伝統音楽を総合的に研究する国内唯一の公的研究機関。国内外の研究者・研究機関・演奏家と提携し、日本の伝統的な音楽・芸能と、その根底にある文化の構造を研究、その成果をさまざまな形で発信。
- ・ スタンフォード大学音楽学部との研究協力協定に基づき能の研究を行いウェブサイト「Noh as Intermedia」を公開
- ・ 研究成果を社会に還元するため開催している公開講座の講師に、萩岡松韻、竹本駒之助、今藤政太郎、常磐津小文字大夫などの著名な実演家をお迎え
- ・ プロジェクト研究及び共同研究の研究員にも他大学等の研究者が多数参画

【提案・要望事項】

屋内から屋外に向けた広告（屋内広告物）の規制に係る法整備等（提案・要望項目16(1)）

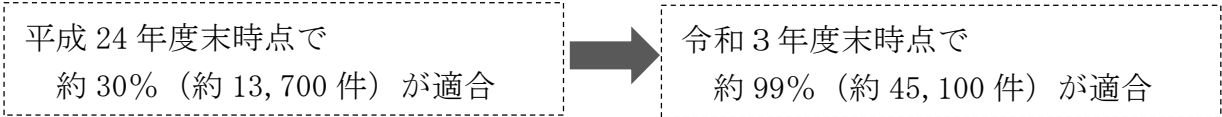
1 提案・要望

屋内広告物に対し、屋外広告物と同等の実効性のある規制を可能にするため、法整備及びガイドラインの策定を求める。

2 現状・課題

(1) 本市では、地域の特性に応じた「大きさ」、「色」、「表示できる高さ」など、全国でも類を見ないきめ細かな基準を設定するなど、屋外広告物法（以下「法」という。）に基づき、京都市屋外広告物等に関する条例（以下「条例」という。）を定め、屋外広告物に関する規制を実施

(2) これまでに屋外広告物については、法や条例を根拠に粘り強く是正指導に取り組んだ結果、適正表示率が大きく改善

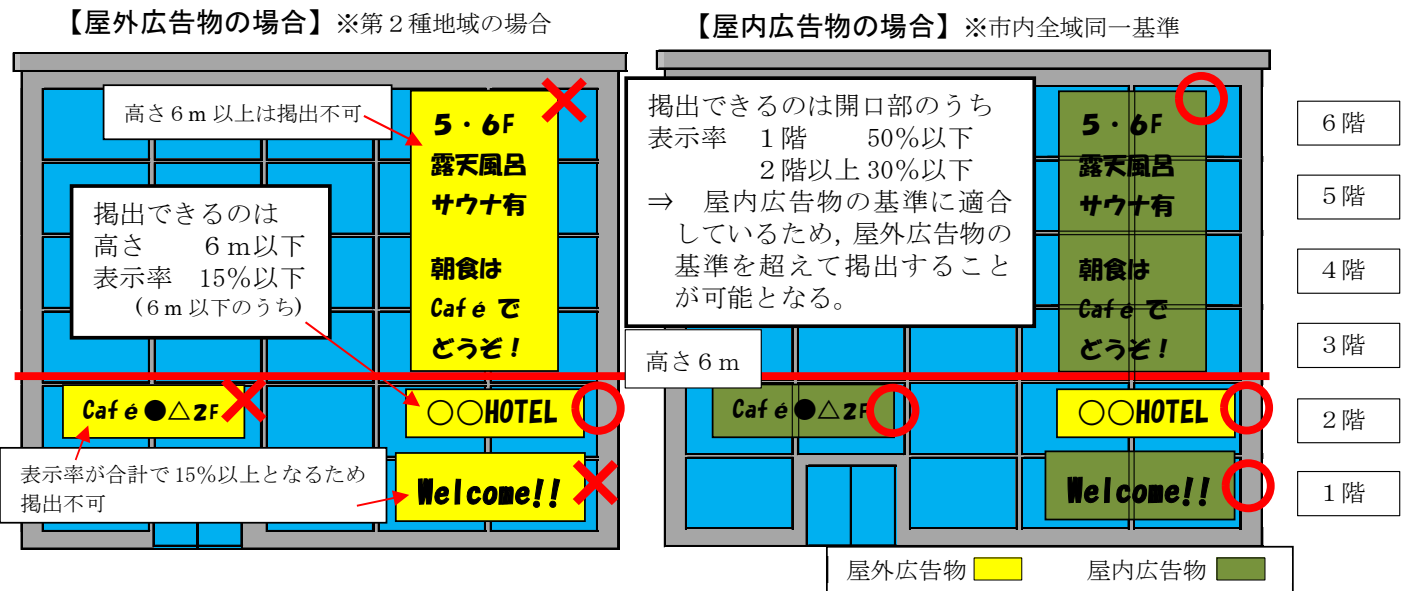


(3) しかしながら、屋外広告物に対する規制強化に伴い、比較的規制の緩やかな屋内広告物を用いて、規制の厳しい屋外広告物と同等の効果を得ようとするケースが目立ってきている。

(4) このことに対応するため、本市においては、条例による独自の基準を定め、屋内広告物に対し、規制を設けているものの、法に相当する法的根拠がないため、基準に適合しない場合であっても強制力のある対応ができない。

屋外広告物	許可制	行政代執行等を視野に入れた強制力のある対応ができる。
屋内広告物	届出制	規制に法的根拠がないため、強制力のない指導にとどまる。

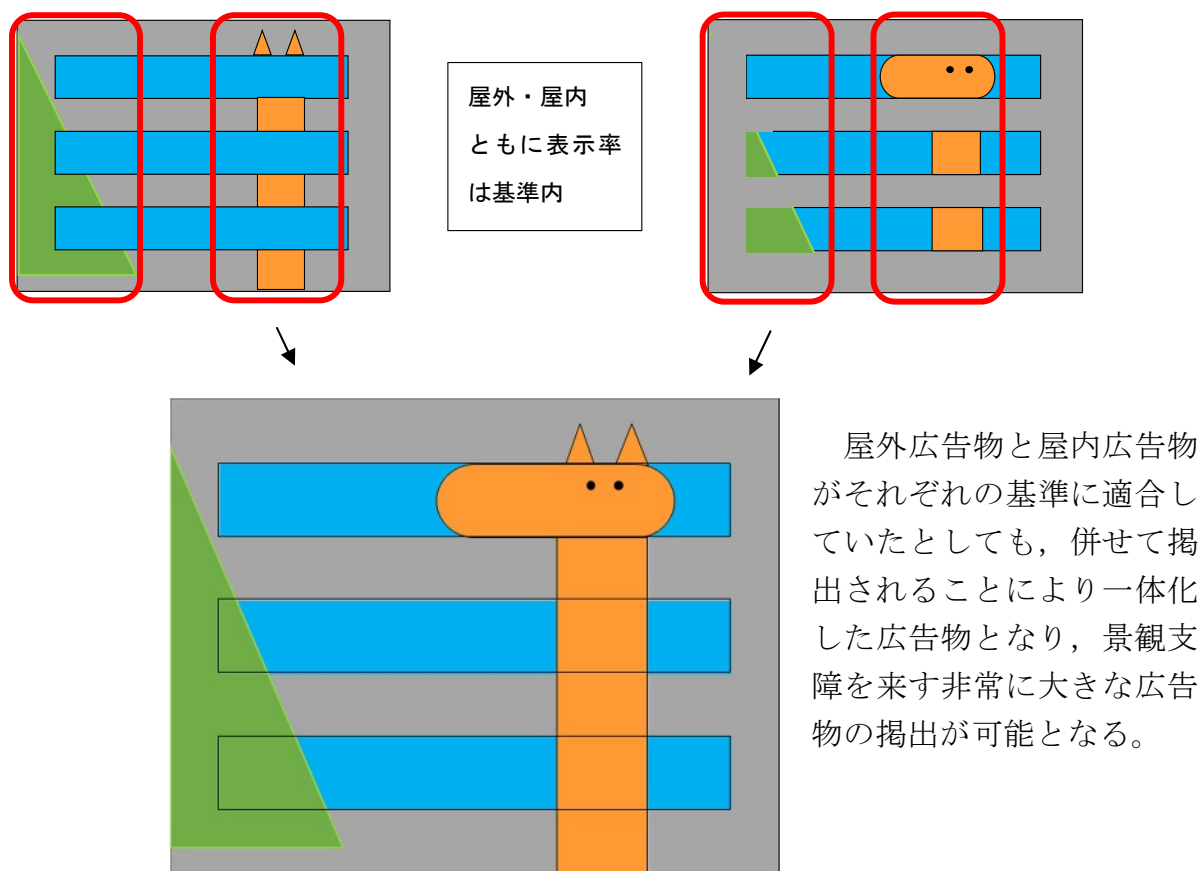
（事例 1）屋外広告物の基準を超えた屋内広告物の掲出



(事例2) 屋内広告物と屋外広告物を合わせて一体化された広告物

【屋外広告物】 ※沿5 特定第2 地区の場合 表示率 30%以下

【屋内広告物】



3 他都市と連携した取組

令和2年5月、本市が中心となり、同様の課題認識を持つ有志の自治体による勉強会を立ち上げ、勉強会の開催及び国に要望書の提出を行った。今後も引き続き、屋内広告物の規制・課題解決に向け、情報共有・意見交換を行っていく。

(1) 参加都市（計12都市）

指定都市：仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、名古屋市、福岡市、京都市

指定都市以外：流山市、金沢市、奈良市、萩市

（オブザーバー参加：国土交通省、大阪市）

(2) これまでの取組

- ・ 令和2年 6月 1日 第1回勉強会（現状・課題のアンケート，事例提供依頼）
- ・ 10月 2日 第2回勉強会（課題や対応状況についての意見交換）
- ・ 令和3年 3月 4日 第3回勉強会（第1次要望書（案）への意見聴取）
- ・ 3月 31日 第1次要望書提出
- ・ 10月 22日 第4回勉強会（規制に向けた課題整理についてのアンケート）
- ・ 12月 3日 第5回勉強会（第4回勉強会の内容共有，意見交換等）
- ・ 令和4年 2月 28日 第6回勉強会（第2次要望書（案）への意見聴取）
- ・ 3月 18日 第2次要望書提出

【提案・要望事項】

官民連携による都市再生を加速するための、都市再生緊急整備地域における基盤整備や交通結節機能強化に対する財政支援の充実，税制特例の継続（提案・要望項目18(1)）

1 提案・要望

- (1) 都市再生緊急整備地域における基盤整備や交通結節機能強化に対する財政支援を充実すること
- (2) 都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業に対する税制特例を継続すること

2 現状・課題

- (1) 近年における急速な情報化，国際化，少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り，併せて都市の防災に関する機能を確保するため，都市再生特別措置法（平成 14 年 6 月 1 日施行）が制定された。
- (2) 都市再生特別措置法の制定以来，本市においても当該制度を活用し，「都市再生緊急整備地域」の指定（本市では，「京都駅周辺地域」と「京都南部油小路通沿道地域」）や，京都駅周辺地域での都市再生安全確保計画に基づく官民連携による帰宅困難者対策の推進，立地適正化計画（京都市持続可能な都市構築プラン）の策定等，都市再生を的確に推進していくための施策を講じてきた。
- (3) こうした中，さらに，都市の魅力や活力を市民の豊かさにつなげ，人と企業に選ばれる好循環を生み出すため，都市の成長戦略の一環で，「京都の求心力を受け止める空間づくりプロジェクト」に着手。
都市計画手法をはじめあらゆる手法を総動員し，低未利用地の活用や既存の土地利用転換に際し，オフィスや製造拠点，研究開発施設，住宅などの立地を誘導するとともに，まちなかや駅などの公共交通拠点周辺にある既存ストックを最大限に活用し，令和 15 年度までに商業・業務施設の延床面積 1,200 千㎡増を実現させることとしている。
- (4) しかし，本市の財政状況は極めて厳しい状況であり，民間活力を最大限に引き出した都市の成長戦略及び質の高い都市再生の取組として，民間の都市再生事業と合わせて基盤整備や交通結節機能の強化を行うためには，より充実した国の財政支援が必要。
- (5) また，都市再生緊急整備地域の税制特例については，都市再生に資する民間投資を誘導するための強力なインセンティブになるが，建物取得等の期限が令和 4 年度末となっているため，継続が必要。

＜参考＞本市の都市再生緊急整備地域について

1 京都駅周辺地域

交通利便性を最大限活用し，新たな京都の魅力づくりをめざし，商業・業務機能・サービス機能などの立地を誘導するとともに，多様な都市機能の集積を図る地域として平成 14 年 10 月に国から都市再生緊急整備地域として指定されている。



(京都駅近景)



(京都リサーチパーク地区)

2 京都南部油小路通沿道地域

新しい京都を発信するものづくり拠点である「らくなん進都（高度集積地域）」の主要南北幹線道路である油小路通沿道の拠点形成を目指し，平成 14 年 10 月に国から都市再生緊急整備地域として指定がされている。



(らくなん進都遠景)



(油小路通パルスプラザ前付近)

【提案・要望事項】市・府共同提案

国立京都国際会館における多目的ホールの、5,000人規模への拡張整備の早期実現（提案・要望項目22）

1 提案・要望

これまでの国及び国会議員の先生方をはじめとする，多くの皆様の御尽力により，国の令和3年度予算に設計費・敷地調査費，令和4年度予算に引き続き設計費が計上されるなど，京都の長年の悲願である5,000人規模のホールの実現に向けて大きく前進。

今年度の文化庁京都移転をはじめ，今後，大阪・関西万博，ワールドマスターズゲームズ等，一層，日本・関西への注目が高まることとなる。

これらの上げ潮に乗って，国際会議の受入れの増加に繋げ，日本の文化振興・文化交流・世界への発信により大きな役割を果たすため，国際競争に立ち向かうことができる施設規模及び機能を備えた多目的ホールの拡張整備の早期実現を要望する。

また，拡張整備に当たっては，会館運営を担う公益財団法人国立京都国際会館や地元と十分な連携を図ることを要望する。



2 国際会議を取り巻く状況の変化

近年，国際会議を積極的に招致・開催するに当たっては，参加企業を広く募らなければならないため，企業数の増加，企業分野の多様化，ランチセッションやアトラクションによる集客といった多機能化が進んでおり，広い面積かつ間仕切りで分割が可能な多目的ホールが求められている。

3 今後の国際会議の需要にこたえるために

国立京都国際会館において，グローバルスタンダードといわれる5,000人規模の整備を目指す多目的ホールが，まずは2,500人規模で平成30年10月にオープン。

しかしながら，現状のホールでは，未だスペース不足のため，国際会議の多様化・多機能化に十分には対応できず，仮設テントの設置や離れた他会場の利用と合わせるなど，主催者に妥協を求めてようやく開催している事例が多数ある。

	開催年	会議名	内容
典型的な事例	令和元年	世界博物館会議 (ICOM) 京都会議 (参加者 4,590 人)	・ 展示場のスペース不足から、クロークを会場内に設置できず、仮設テントの設置により対応 ・ それでもスペースが足りず、国際会館で開く予定だった分科会が玉突きで離れた他会場に押し出される形となり、参加者はバスや地下鉄での移動を余儀なくされるとともに、昼食会場が不足し、空きスペースに座り込んで食事をとる光景が見られた。

※ 国立京都国際会館は、国内でも小規模な国際会議場であり、メイン展示場の「イベントホール」と「多目的ホール」は別棟。現行の展示場面積では国際競争に立ち向かえない。

今後、現地参加による会議の復活需要が見込まれることから、会議誘致の国際競争に立ち向かうため、5,000 人規模へのホール拡張が早急に必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、現地参加とオンライン参加を組合わせたハイブリッド会議の需要が高まるなど、多様化する近年の国際会議に柔軟に対応することが求められる。

	開催年	会議名	内容
ハイブリッド会議の事例	令和3年	第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議 (京都 kongress) (参加者約 5,600 人)	・ 全体会合、第 1・第 2 委員会、法務省主催の 18 イベントを含む約 120 のサイドイベントを開催 ・ 参加国数 152 か国（現地参加は 13 か国） ・ コロナ感染拡大後、日本における初めての大規模国際会議 ・ コロナ対策に関しては、国連基準のソーシャルディスタンスの確保、入館のみならず各会場の入室者数の管理、医療チームの現地駐在、海外参加者の移動制限等、徹底した対策を図った。 ・ ポストコロナにおける国際会議の試金石となると注目を集めた。

<参考> 国内外の主要な国際会議場の状況

都市名	会議場名等	メイン会議場等 収容人数	メイン展示場等 面積
京都市	国立京都国際会館	1,840 人	3,000 m ² + 多目的ホール 2,000 m ²
福岡市	福岡国際センター・マリンメッセ	6,000 人	9,100 m ²
横浜市	国立横浜会議場（パシフィコ横浜）	5,000 人	20,000 m ²
東京都	東京国際フォーラム	5,000 人	5,000 m ²
シンガポール	シンガポール国際会議場・展示場	12,000 人	12,000 m ²
ソウル	コエックス会議・展示センター	7,000 人	10,000 m ²
メルボルン	メルボルン国際会議場	5,500 人	30,000 m ²

【提案・要望事項】

京都・近畿の発展に大きな可能性を有する,

京都刑務所 (山科区, 敷地10万7千㎡, 地下鉄柳辻駅徒歩5分)

京都拘置所 (伏見区, 敷地2万7千㎡, 近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分)

京都運輸支局 (伏見区, 敷地2万㎡, 近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分)

など, 国有地の有効活用の検討 (提案・要望項目23)

1 提案・要望

3施設の現在地への移転から半世紀以上が経過し, 宅地化や交通利便性の向上など, 周辺環境が著しく変化する中で, 京都のみならず, 未来の近畿の発展にとって大きな可能性を有する国有地について, 我が国の地方創生を推進する観点から, 施設の移転をはじめとした有効活用の検討を具体的に進めていただくよう求める。

2 京都刑務所 (現在地への設置から90年以上が経過) の敷地

- (1) 施設の移転当時, 周辺地域は田畑であったが, その後, 宅地化が進み, さらに山科駅前地区第一種市街地再開発事業の実施等による都市環境の向上もあり, 現在は典型的な近郊住宅地に変貌
- (2) 地下鉄東西線の開通(平成9年), 京都高速油小路線(現第二京阪道路)の開通(平成23年), 新十条通(稲荷山トンネル)の開通(平成20年)・無料化(平成31年)により, 交通利便性が格段に向上



3 京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略 (平成31年2月策定)

- (1) 策定に当たっては,
 - ア 学識経験者, 地元大学, 地元経済界, 市民等で構成する「山科の未来を語る懇談会」で議論
 - イ 刑務所が立地する山科区の全13学区の自治連合会会長への「説明会」で意見交換
 - ウ 市民意見募集(パブリック・コメント)を実施
- ⇒ 487人の市民等から, 895件の意見が寄せられる
約7割の方が戦略に肯定的な意見

- (2) 多くの市民等の夢と希望、情熱が込められた戦略を策定
- (3) 刑務所敷地に【居住】、【新産業・働く場】、【学び・交流】、【文化・ものづくり・観光】のうち、複数の機能・施設を導入する活用案を提示

4 京都拘置所及び京都運輸支局（現在地への設置から 50 年以上が経過）の敷地

- (1) 当該地を含めた周辺地域を「らくなん進都」と位置付け、世界を舞台に活躍する企業をはじめ、ものづくり企業等の立地誘導を推進中
- (2) 地下鉄烏丸線の延伸（昭和 63 年）や京都高速油小路線（現第二京阪道路）の開通（平成 23 年）により、交通利便性が格段に向上



※網掛け部分は「らくなん進都」の区域内

5 ものづくり都市・京都の発展に繋がる京都拘置所及び京都運輸支局の敷地活用案（令和 2 年 3 月策定）

- (1) 策定に当たっては、
 - ア 近畿 2 府 4 県に本社が所在するものづくり企業を対象に両施設敷地に係る事業者アンケートを実施
 - ⇒ 216 社（約 4 割）が両施設敷地について、産業用地として魅力的であると回答
 - イ 経済団体や事業者、学識者、地域の皆様から意見を聴取するとともに、市民意見募集（パブリック・コメント）を実施
 - ⇒ 196 人の市民等から、299 件の意見が寄せられる
 - 約 9 割の方が活用案に肯定的な意見
 - ⇒ 多くの市民、事業者、経済団体等の敷地活用への高い期待が込められた活用案を策定
- (2) まとまった土地が少ない「らくなん進都」において、企業集積をより一層促進し、まちづくりを加速させるための両施設敷地の有効活用の方向性や望ましい導入機能、具体的な誘致候補施設を提示

敷地活用の方向性・望ましい導入機能	誘致候補施設の想定例
ものづくり企業の事業拡大の受け皿となる機能	・ らくなん進都内外の企業の新規拠点 ・ インキュベーション施設 等
企業立地の決め手となる付加価値・魅力を創造する機能	・ 国の研究機関、民間研究施設 ・ レンタルラボ 等
らくなん進都のイメージを発信するシンボリックな企業の誘致	・ AI, IoT, ビッグデータ, ロボット等の分野で活躍する企業 等
企業のイノベーションによる成長をサポートする機能	・ 学会等の研究会や、企業の新製品発表等が行われている産業交流施設 等

【提案・要望事項】

**地域脱炭素実現のために必要な取組に対する継続的かつ包括的な支援
の実施（提案・要望項目24(1)）**

1 提案・要望

地域脱炭素実現のための取組について、以下のとおり継続的かつ包括的な支援を要望する。

- (1) 脱炭素先行地域に対して、目標年（2030 年）までの継続的かつ十分な支援を行うことはもとより、その他の地域脱炭素に意欲的に取り組む自治体に対しても十分な財政支援を行うこと
- (2) また、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、実施自治体数に応じて国の予算規模を増額し、十分な額を確保すること

2 現状・課題

- (1) 2050 ゼロを目指す動きは全国に大きく広がっており（令和 4 年 4 月末時点で 696 自治体が、2050 年 CO₂排出量正味ゼロを目指すことを表明）、脱炭素先行地域に限ることなく、2050 ゼロ達成に向けて意欲的な自治体への財政支援が必要
- (2) また、国の「地域脱炭素ロードマップ（令和 3 年 6 月策定）」において、2030 年までに脱炭素を実現する「脱炭素先行地域」を少なくとも全国 100 箇所で創出することが示された。併せて、国においてもこれからの 5 年間に政策を総動員し、脱炭素の実現に向けて人材・情報・資金の面から積極的に支援することが示され、資金面の支援として、令和 4 年度に、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」が新設された（令和 4 年度環境省予算 200 億円）。
- (3) 令和 4 年 4 月に最初の脱炭素先行地域が選定されるなど、国と自治体が協働する地域脱炭素の取組が始まったところであるが、目標年（2030 年）に向けて、全国で脱炭素ドミノを引き起こしていくためにも、国の継続的かつ包括的な支援が必要。特に、今後、各自治体が着実に目標に向けて取組を進めるためには、地域脱炭素に取り組む自治体数の拡大を見据え、国において予算規模を増額し、十分な額を確保することが必要。

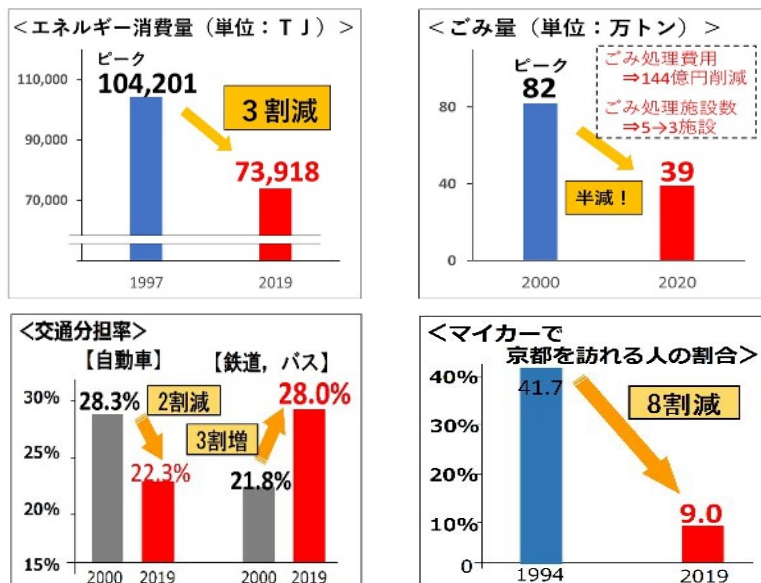
3 本市の取組

(1) これまでの取組

ア 成果

- 平成 16 年 12 月に全国初の地球温暖化対策に特化した条例として「京都市地球温暖化対策条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、平成 18 年 3 月に条例に基づく京都市地球温暖化対策計画を策定し、取組を推進
- 最新値である令和元年度の温室効果ガス排出量は、20.7%削減（平成 25 年度比）を達成

<その他の主な成果>



イ 2050 年 CO₂ 排出量正味ゼロに向けて

令和元年 5 月に、門川市長が、国内の自治体の長として初めて「2050 年 CO₂ 排出量正味ゼロ」を表明。実現に向け、令和 2 年度に条例を改正するとともに、新たに「京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>」を策定し、取組を推進。

(2) 今後の取組

ア 「脱炭素先行地域」について

本市は、一大エネルギー消費地であるとともに、古くから市街地が形成された都市であり、歴史的景観を守り継承していくうえでも、再エネ導入を進めることの制約が大きい都市特性を有する。このような都市で脱炭素先行地域を創出することは、全国的な脱炭素化を進めるうえで大きな意義があるものと考えており、市民・事業者の皆様の御協力のもと、脱炭素のまちづくりに挑戦していく。

イ 「重点対策加速化事業」について

「京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>」におけるプラスアクション（追加対策）として、条例における独自制度を活用した市内再エネ導入の加速（太陽光発電の導入促進）や、事業者の省エネ対策の実施等を後押しすることで、2030 年度温室効果ガス排出量 46%削減という目標達成に向けて、削減量の上積みを図る。

【提案・要望事項】**国の財源の確保・拡充（提案・要望項目25(1)）****1 提案・要望**

- (1) 個別補助事業，社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の十分な財源確保・拡充を求める。
- (2) 「防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策」による安定した財政支援を求める。

2 本市における国土交通省補助金の活用状況

- (1) 本市では，都市基盤の強化と都市の魅力向上に資する社会基盤整備事業に対し，道路メンテナンス事業をはじめとする「個別補助事業」や「社会資本整備総合交付金」，「防災・安全交付金」を活用し，計画的に事業を推進
- (2) 「防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき，近年激甚化する自然災害に備え，市民の安心・安全を守るための防災・減災対策に取り組んでいる。
- (3) 令和4年度は，国土交通省から要望額の9割を超える補助金が措置されたが，市民の安心・安全を確保する事業を着実に推進するためには，令和5年度以降も引き続き安定的な財政措置が必要不可欠

【令和4年度当初予算 補助金の措置状況】

(単位：百万円，%)

事業区分	要望額	内示額	不足額	内示率
道路（新設，改築，のり面对策，橋りょう健全化，舗装修繕，無電柱化など）	1,430	1,405	25	98.3
都市再生整備計画事業	96	96	0	100.0
公園	129	129	0	100.0
河川	254	240	14	94.5
区画整理事業	204	153	51	75.0
住宅・建築物	1,239	1,239	0	100.0
古都保全・風致美観	209	190	19	90.9
下水道	3,712	3,288	424	88.6
合計	7,273	6,740	533	92.7

【提案・要望事項】市・府共同提案

将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築（提案・要望項目26）

1 提案・要望

中心部をはじめとする市内の交通渋滞の解消，災害時におけるリダンダンシーの確保，周辺都市との道路ネットワーク強化のため，以下のとおり求める。

- (1) 堀川通の機能強化（バイパス整備等）に向けた，早期の事業計画策定
- (2) 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討
- (3) これらについて，財源確保を含めた整備手法の検討を行う中で，地方自治体の財政負担を最大限軽減するための工夫

2 現状・課題

- (1) 堀川通，及び京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶルートについては，国において令和3年度に策定された「近畿ブロック・新広域道路交通計画」で広域道路ネットワーク路線として位置付けられたほか，令和4年度当初には物流の観点から機能強化を推進する「重要物流道路」としても位置付けられている。
- (2) また，堀川通については，「将来道路ネットワーク研究会」（国・府・市及び有識者で構成）において，「堀川通の整備が喫緊の課題である」との意見が平成30年1月に取りまとめられていることを踏まえ，交通渋滞の解消に向けた取組を早期に進めることが必要
- (3) 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶルートについても，同研究会において「広域的な観点から，交通集中の緩和や災害時におけるリダンダンシー確保（ネットワークの多重化）のため，災害に強い道路整備の必要性が高い」との意見があり，今後，取組を進めるに当たっては，周辺地域におけるまちづくりや広域的な道路ネットワークとの連携強化，道路整備の優先順位，整備効果など，広域的な観点からの検討が必要
- (4) 加えて，これらの実現に向けては，地方自治体の厳しい財政状況を踏まえ，様々な整備手法の検討が必要



堀川通の交通渋滞状況
（堀川塩小路北側付近）



国道1号（京都・大津間）の被災・通行止め状況
（令和3年8月，大津市追分町付近）
[出典：滋賀国道事務所 Twitter]

【提案・要望事項】**「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象拡大（提案・要望項目32(1)）****1 提案・要望**

長屋等の一部空き住戸を空家特措法の対象とするよう，法改正等を求める。

2 現状・課題

- (1) 本市においては，平成 26 年に京都市空き家等の活用，適正管理等に関する条例（以下「条例」という。）を施行し，空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）も踏まえて，管理不全状態にある空き家（戸建て及び長屋等）に対し，指導・勧告・命令等を実施している。
- (2) しかしながら，長屋のうちの一戸が著しい管理不全状態であっても，一部の住戸に居住者がいる場合は，条例では対象となるが，法の対象外となっており，法に基づく強力な指導等ができないといった課題が存在する。
- (3) 令和 3 年度末において，本市が通報を受けて対応が必要となる空き家（建て方が判明しているものに限る）3,489 件のうち，長屋が 1,189 件を占めており，更にその 90%（1,076 件）が一部の住戸に居住者がいるため，管理不全状態の長屋のほとんどが法の対象外となっている。

＜市民からの管理不全空き家の通報件数（令和 3 年度末時点）※建て方が判明しているもの＞

・ 戸建て	2,300 件	}		対応が必要な管理不全の長屋（1,189 件） のうち，90%が法の対象外
・ 長屋（全部）	113 件			
・ 長屋（一部）	1,076 件			

- (4) 現在，条例に基づく勧告では，固定資産税等の住宅用地特例が解除されないうえ，過料についても，法の規定より少額であり，現行の法の対象外となる空き家（一部の住戸に居住者がいる著しい管理不全状態の長屋）に対して強力な指導を実施するためには，法の対象拡大が不可欠である。

＜参考：空家特措法と空き家条例における過料の違い＞

	市町村長の命令に違反	立入調査を拒み，妨げ，又は忌避
空家特措法	50 万円以下	20 万円以下
空き家条例	5 万円以下	5 万円以下

- (5) なお，国土交通省では，「外見上長屋等であっても，隣接住戸との界壁が二重構造となっているなど構造上個別の建築物に該当する場合，空家特措法に基づく措置が可能である」旨を法に係るガイドラインに明記されたが，本市のサンプル調査では，これに該当するケースは長屋の一部空き住戸の約 5.5%にとどまる見込みである。

※サンプル調査では，長屋（一部）の 385 件のうち，21 件（約 5.5%）が該当

(参考 1) 長屋の一部空き住戸が管理不全状態である事例

1 建築基準法に基づく代執行事例

平成 28 年度に 3 軒長屋のうち 1 軒を除却



除却前



除却後

2 管理不全空き家事例（長屋の一部空き住戸）

(1) 3 軒長屋のうち 1 軒



(2) 8 軒長屋のうち 1 軒



(参考 2) 京都市における空き家に関する取組

- 司法書士などの専門家等による地域での講座の開催，空き家の活用（地域の居場所，留学生の居住，若手芸術家等の居住・制作の場等）に対する支援，空き家所有者に対する指導，勧告，命令等の適正管理に関する取組を進めている。
- さらに，空き家への課税に係る取組として，以下の取組を進めている。
 - ・ 固定資産税における住宅用地特例を適用除外とする本市独自基準を設け，令和 2 年度課税から適用
 - ・ 居住の促進及び土地・建物の有効活用等のため，空き家や別荘，セカンドハウスなどの居住者のない住宅への新税について，令和 4 年 2 月市会において条例案が可決されたことから，導入に向け，総務大臣との協議を進めている。

【提案・要望事項】市・府共同提案

北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進，地元負担の実質ゼロ乃至極小化及び関西国際空港への延伸（提案・要望項目33）

- ① 市民生活や経済活動への影響に最大限配慮した北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進
- ② 地元負担実質ゼロ乃至極小化のための支援
- ③ 関西国際空港への延伸

① 市民生活や経済活動への影響に最大限配慮した北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進

1 提案・要望

- (1) 京都は職住一体のまちであり，市内の整備工事においては，市民生活や経済活動に支障を及ぼさないよう最大限の配慮を求める。
- (2) 山紫水明と称えられる京都の豊かな自然環境や生活環境，我が国を代表する貴重な文化財の保全のため，慎重な調査と十分な地元説明が重要であり，特に，地場産業や生活面などで幅広く活用されている地下水の保存，水質の維持に配慮を求める。

2 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の整備

- (1) 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備は，日本海側の新たな国土軸形成に寄与するものであり，国土の調和ある発展を目指し，関西経済の地盤沈下を招かないためにも重要な国家プロジェクト
- (2) 東京・金沢間が先行開業したことにより，北陸圏の人的，経済的交流が近畿圏から首都圏へと大きく移行しつつあることが危惧される。東京一極集中を是正し，北陸・近畿・西日本の均衡発展を図るためにも，北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進が必要。
- (3) 令和元年5月から，建設主体となる「独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構」が環境影響評価の手続きに着手。本市も京都府との連携の下，配慮書・方法書の縦覧への協力，調査に係る地元説明の際の取次など，関係自治体として同機構に対し適宜協力を行っている。

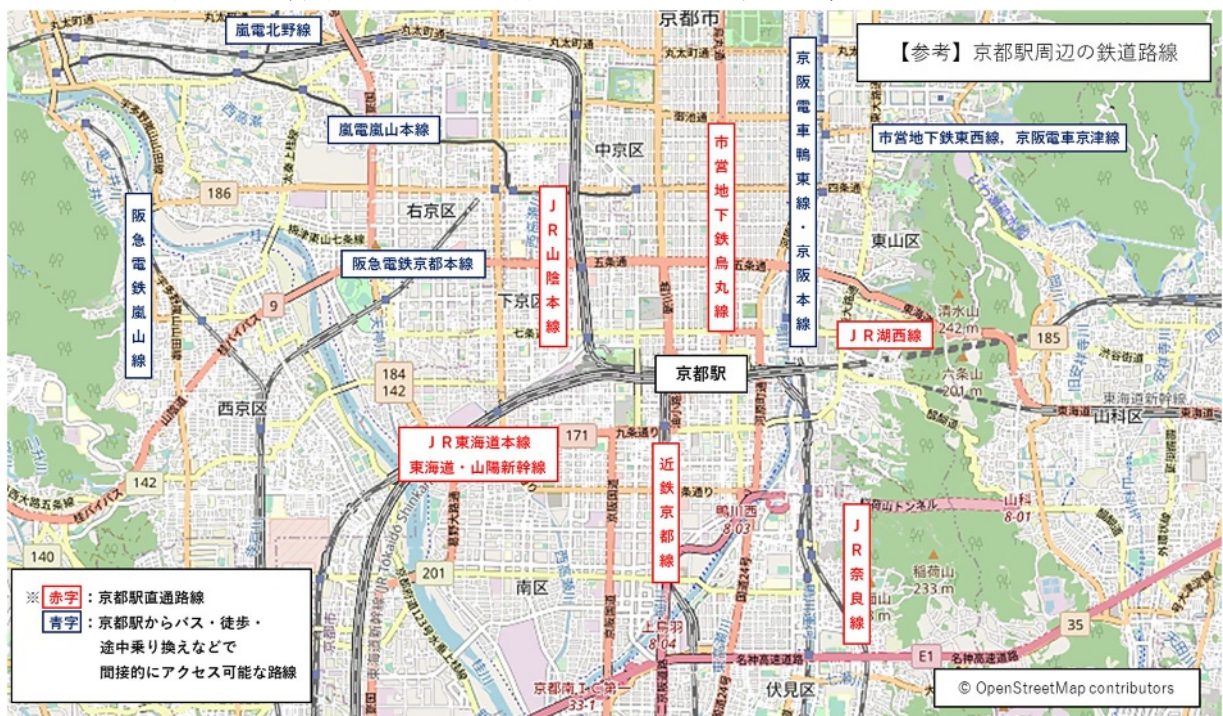
② 地元負担実質ゼロ乃至極小化のための支援

1 提案・要望

- (1) 京都駅への北陸新幹線延伸の整備効果は、広いエリアに波及することから、駅を設置する自治体に過度の負担が生じないように、コスト縮減や貸付料の見直し、財政支援の拡充など、地元負担実質ゼロ乃至極小化のための支援を求める。
- (2) 京阪神における交通ネットワークを広く形成し、幹線交通として重要な役割を果たしている在来線が、北陸新幹線の整備に伴いJR西日本から経営分離されないための措置を求める。

2 整備効果の波及、在来線の経営分離

- (1) 既存の鉄道ネットワーク（東海道新幹線、東海道本線、山陰本線、湖西線、近鉄等）と結節する京都駅への北陸新幹線延伸の整備効果は、広いエリアに波及



- (2) これまでの整備新幹線において、大都市近郊区域や新幹線の通らない県内の在来線が並行在来線として取り扱われた例はないと認識

③ 関西国際空港への延伸

1 提案・要望

基本計画線である四国新幹線（大阪・大分間）の整備等も視野に入れ、新幹線を新大阪から関西国際空港まで延伸すれば、国内唯一の完全24時間運用の国際空港と首都圏、北陸、京都がつながることで、我が国の産業、学問、文化、観光の振興に寄与し、「文化芸術立国・日本」、「観光立国・日本」の実現に向けて大きな推進力となる。よって、北陸新幹線の関西国際空港への延伸を求める。

【所管の省庁課及び京都市の担当】

【令和5年度 国の施策・予算に関する提案・要望】

	所管の省庁課	京都市		
		担当	電話番号	
1	内閣府 地方分権改革推進室 総務省 自治行政局 行政課 自治財政局 財政課, 交付税課, 財務調査課 自治税務局 企画課, 市町村税課 観光庁 総務課	行財政局 総務部 ふるさと納税・企業版ふるさと納税担当課長 財政室 財政調査課長 税務部 税制課長 総合企画局 総合政策室 広域連携・大都市制度課長	白崎 晃太郎 小林 中 尾崎 次朗 西村 顕	075-222-3044 075-222-3290 075-213-5200 075-222-3033
2	総務省 自治財政局 地方債課, 公営企業課 国土交通省 総合政策局 地域交通課 鉄道局 都市鉄道政策課, 鉄道事業課, 鉄道サービス政策室	交通局 企画総務部 財務課長	橘 大輔	075-863-5080
3	総務省 自治財政局 地方債課, 公営企業課 厚生労働省 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室 国土交通省 総合政策局 地域交通課 自動車局 技術・環境政策課, 旅客課	交通局 企画総務部 財務課長	橘 大輔	075-863-5080
4	総務省 自治財政局 地方債課, 公営企業課 国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課	上下水道局 経営戦略室 財務課長 下水道部 計画課長	竹内 公二 西川 幸樹	075-672-7721 075-672-7841
5	総務省 自治財政局 地方債課, 公営企業課 厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課	上下水道局 経営戦略室 財務課長 水道部 管理課 担当課長	竹内 公二 藤井 啓祐	075-672-7721 075-672-7743
6	デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ 総務省 自治行政局 住民制度課	総合企画局 情報化推進室 システム標準化企画課長	朝倉 啓仁	075-222-3995
7	総務省 自治行政局 住民制度課	文化市民局 地域自治推進室 マイナナンバーカード企画推進課長 地域自治推進室 市民窓口企画課長	中野 雄介 白井 陽子	075-746-6855 075-222-3085
8	総務省 自治行政局 公務員部 公務員課	行財政局 人事部 人事課長	真鍋 隆浩	075-222-3232
9	内閣府 子ども・子育て本部 参事官（子ども・子育て支援担当） 文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 厚生労働省 子ども家庭局 保育課, 家庭福祉課, 子育て支援課 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課 放課後児童育成担当課長 子ども若者未来部 子ども家庭支援課 社会的養育・子育て支援担当課長 子ども若者未来部 子ども家庭支援課 子育て世代包括支援担当課長 幼保総合支援室 利用者支援・待機児童対策課長 幼保総合支援室 民営保育施設課長 幼保総合支援室 私立幼稚園振興課長	大野 浩平 中川 理恵 寺山 京美 濱口 大介 吉岡 俊和 尾上 晋太郎	075-746-7610 075-746-7625 075-746-7625 075-251-2390 075-251-2390 075-251-2390
10	文部科学省 大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課, 参事官(施設防災担当) 初等中等教育局 初等中等教育企画課, 財務課, 教育課程課, 修学支援・教材課, 教科書課 文化庁 著作権課	教育委員会事務局 総務部 教職員人事課長 総務部 学校事務支援室 担当課長 教育環境整備室 担当課長 指導部 学校指導課 担当課長	関 智也 木下 和実 嶋本 公一 安村 圭史	075-222-3779 075-841-3505 075-222-3796 075-222-3851
11	厚生労働省 社会・援護局 保護課, 地域福祉課	保健福祉局 生活福祉部 生活福祉課長 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課長	村上 文彦 齋藤 卓也	075-251-1175 075-746-7605
12	厚生労働省 保険局 国民健康保険課	保健福祉局 生活福祉部 保険年金課長	田中 超	075-213-5861
13	内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局 文化庁 政策課, 企画調整課, 参事官（文化創造担当）	総合企画局 文化庁移転推進室長 文化庁移転推進室 文化庁移転推進第一課長 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課 事業推進担当課長	入江 峻史 市田 香 牧澤 憲	075-222-4004 075-222-4200 075-222-3119
14	文化庁 文化資源活用課, 文化財第一課, 文化財第二課, 参事官(文化観光担当), 参事官(食文化担当), 地域文化創生本部	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課長 文化芸術都市推進室 文化財保護課 担当課長 上下水道局 総務部 総務課 広報・ICT担当課長	牧山 安弥子 吉田 暢宏 水上 大嗣	075-222-3129 075-222-3130 075-672-7709
15	総務省 自治財政局 交付税課 文部科学省 高等教育局 大学振興課, 学生・留学生課 研究振興局 大学研究基盤整備課 文化庁 文化経済・国際課, 文化資源活用課, 文化財第一課, 参事官（芸術文化担当） 経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ クールジャパン政策課	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課 京都芸大担当課長 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課 担当課長 文化芸術都市推進室 文化財保護課長 産業観光局 産業企画室 産業政策課長 クリエイティブ産業振興室 伝統産業課長 クリエイティブ産業振興室 コンテンツ産業振興課長	出嶋 恵理 原 智治 牧山 安弥子 乾 隆志 六車 雄一 藤本 清敏	075-222-3128 075-222-3119 075-222-3129 075-222-3335 075-222-3321 075-222-3449

	所管の省庁課	京都市		
		担当		電話番号
16	文化庁 文化財第二課 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 住宅局 建築指導課	都市計画局 まち再生・創造推進室 京町家保全継承課長 都市景観部 広告景観づくり推進課 審査担当課長 建築指導部 建築指導課長	三原 一男 竹林 哲 岡田 圭司	075-222-3503 075-222-4128 075-222-3625
17	経済産業省 製造産業局 生活製品課	産業観光局 クリエイティブ産業振興室 伝統産業課長	六車 雄一	075-222-3321
18	内閣府 地方創生推進事務局 科学技術・イノベーション推進事務局 文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域振興課 経済産業省 経済産業政策局 産業創造課 国土交通省 都市局 まちづくり推進課, 街路交通施設課	産業観光局 産業イノベーション推進室 スタートアップ支援・中小企業デジタル化課長 企業誘致推進室 企業誘致第二課長 都市計画局 都市企画部 都市計画課 調整担当課長	明知 耕一郎 岡田 耕介 阪本 健	075-222-3339 075-222-4239 075-222-3505
19	厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課 観光庁 観光産業課	保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課 生活衛生担当課長	篠崎 史義	075-222-4272
20	厚生労働省 職業安定局 地域雇用対策課 雇用環境・均等局 雇用機会均等課, 有期・短時間労働課	産業観光局 産業企画室 ひと・しごと環境整備担当部長	岡田 祐成	075-222-3756
21	農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食品流通課	産業観光局 中央卸売市場第一市場 管理課長	奥村 成利	075-311-6251
22	財務省 理財局 国有財産業務課 国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 計画課	総合企画局 総合政策室 京都創生推進部長 総合政策室 京都創生課長	入江 峻史 吉田 正樹	075-222-4004 075-222-4200
23	法務省 矯正局 総務課 国土交通省 近畿運輸局 総務部 総務課 自動車技術安全部 整備課	総合企画局 プロジェクト推進室 プロジェクト推進第一課長	本間 建太郎	075-222-3984
24	総務省 自治税務局 都道府県税課 農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課 経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 製造産業局 自動車課 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 政策課, 新エネルギーシステム課, 新エネルギー課 環境省 総合環境政策統括官グループ 環境計画課 地球環境局 総務課	環境政策局 地球温暖化対策室 地球温暖化対策課長 地球温暖化対策室 エネルギー政策企画課長 地球温暖化対策室 エネルギー事業推進課長	中川 慶太 竹内 清 土井 知信	075-222-4555 075-222-4555 075-222-4555
25	国土交通省 都市局 街路交通施設課, 公園緑地・景観課 水管理・国土保全局 河川計画課, 治水課 道路局 企画課, 国道・技術課, 環境安全・防災課	建設局 建設企画部 建設企画課長 土木管理部 土木管理課長 土木管理部 橋りょう健全推進課長 土木管理部 河川整備課長 自転車政策推進室 利用環境整備課長 道路建設部 道路建設課長	藤井 那保子 山本 泰弘 角南 浩之 金森 敦司 酒井 良和 藤井 豊	075-222-3551 075-222-3568 075-222-3561 075-222-3591 075-222-3565 075-222-3577
26	国土交通省 道路局 企画課	建設局 建設企画部 建設企画課 広域道路企画・新幹線整備担当課長	小西 満	075-222-3551
27	国土交通省 道路局 国道・技術課, 環境安全・防災課	建設局 道路建設部 道路環境整備課 事業促進担当課長	大石 大輔	075-222-3570
28	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 水管理・国土保全局 防災課	建設局 みどり政策推進室 みどり企画課長	倉谷 誠	075-222-4114
29	内閣府 政策統括官（防災担当） 消防庁 防災課	行財政局 防災危機管理室 地域防災推進課長 保健福祉局 保健福祉部 保健福祉総務課 防災担当課長	村松 正章 平田 志津衣	075-222-3210 075-222-3366
30	内閣府 政策統括官（原子力防災担当） 原子力規制委員会 原子力規制庁 長官官房 総務課	行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策・広域連携課長	高原 敏訓	075-222-3210
31	国土交通省 総合政策局 モビリティサービス推進課 自動車局 技術・環境政策課, 旅客課	都市計画局 歩くまち京都推進室 モビリティ・イノベーション創出課長 交通局 企画総務部 財務課長	保田 光春 橘 大輔	075-222-3483 075-863-5080
32	総務省 自治税務局 固定資産税課 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課	行財政局 税務部 資産税課長 都市計画局 住宅政策課 空き家対策担当課長	本山 博基 寺谷 淳	075-213-5210 075-222-3667
33	国土交通省 鉄道局 幹線鉄道課	総合企画局 リニア・北陸新幹線誘致推進室 リニア・北陸新幹線誘致推進課長	井上 景介	075-222-3059
34	国土交通省 鉄道局 幹線鉄道課	総合企画局 リニア・北陸新幹線誘致推進室 リニア・北陸新幹線誘致推進課長	井上 景介	075-222-3059

京都市総合企画局市長公室
政策企画調整第二課長 阪田 裕明
政策企画調整第四係長 角 大希

TEL 075-222-3035

FAX 075-213-1066

令和4年6月発行 京都市印刷物 第 043043 号